



BREXIT後の英国

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所長 中石 齊孝

2021年2月9日

2020年1月31日 - EU離脱の夜

ジェトロ・ロンドン事務所長

中石 齊孝

なかいし なりたか



- 東京大学法学部、ピッツバーグ大学院（国際関係論修士）卒。1989年通商産業省（現経済産業省）入省。GATT・UR交渉、日米協議、APEC/ASEMを担当、また、産学連携・産業クラスター、バイオ産業、自動車産業、リサイクル、中央省庁再編・行政改革担当等を歴任。
- 2007年からジェトロ・ニューヨークセンター。リーマンショック、オバマ新政権誕生を経験。2010年から中小企業庁で税制を担当。翌年3月に東日本大震災が発生、翌週から被災地を往復。その後、内閣官房東日本復興対策本部に出向して、復興庁設立に参画。
- 2014年から内閣官房参事官、経産省大臣官房審議官としてアベノミクス成長戦略の企画立案を担当。岩盤規制改革/サンドボックス、コーポレートガバナンス、第四次産業革命を推進。
- 2018年から官民ファンドの（株）地域経済活性化支援機構（REVIC）常務として企業再生支援、地域ファンドの組成、コロナ復興ファンド、地銀改革に参画。2020年7月から現職。

本日の講演内容

1. 英国EU通商・協力協定とBREXIT後の影響について
(物流、自動車、金融)
2. BREXIT後の国家戦略について
(グリーン、イノベーション、デジタル)

1-1 | 英国-EU通商・協力協定（TCA）のポイント

- 全品目で関税ゼロ・割当なし、EV等での原産地規則の特例、英EU間の完全累積、WTO・TBT協定準拠。
- 外資制限/役員国籍条項の撤廃、商用短期滞在90日間可能、金融クロスボーダー取引/英国法・国際法務可能。
- 国家補助：独立組織を双方で設置、司法対象。対抗措置・異議申立て・濫用には補償義務。
- 規制バランス：環境や労働等の規制レベルの後退を認めない不可逆条項、専門家パネルの設置。
- 均衡修正：一方の要請に基づき協定条項の修正協議を開始（仲裁パネルの承認により短期的修正措置もあり）。
- 紛争処理：まず英EU間での協議、次に独立した仲裁パネルによる調停（違反是正、補償）。調停が実行されない場合には協定義務履行の停止。別途、深刻に困難な状況下では最低限・短期的な一方的救済措置を発動可能。
- 漁業：英国水域でのEU割当の25%を5年超で英国へ段階的に返還。毎年交渉により漁獲量、水域を決定。

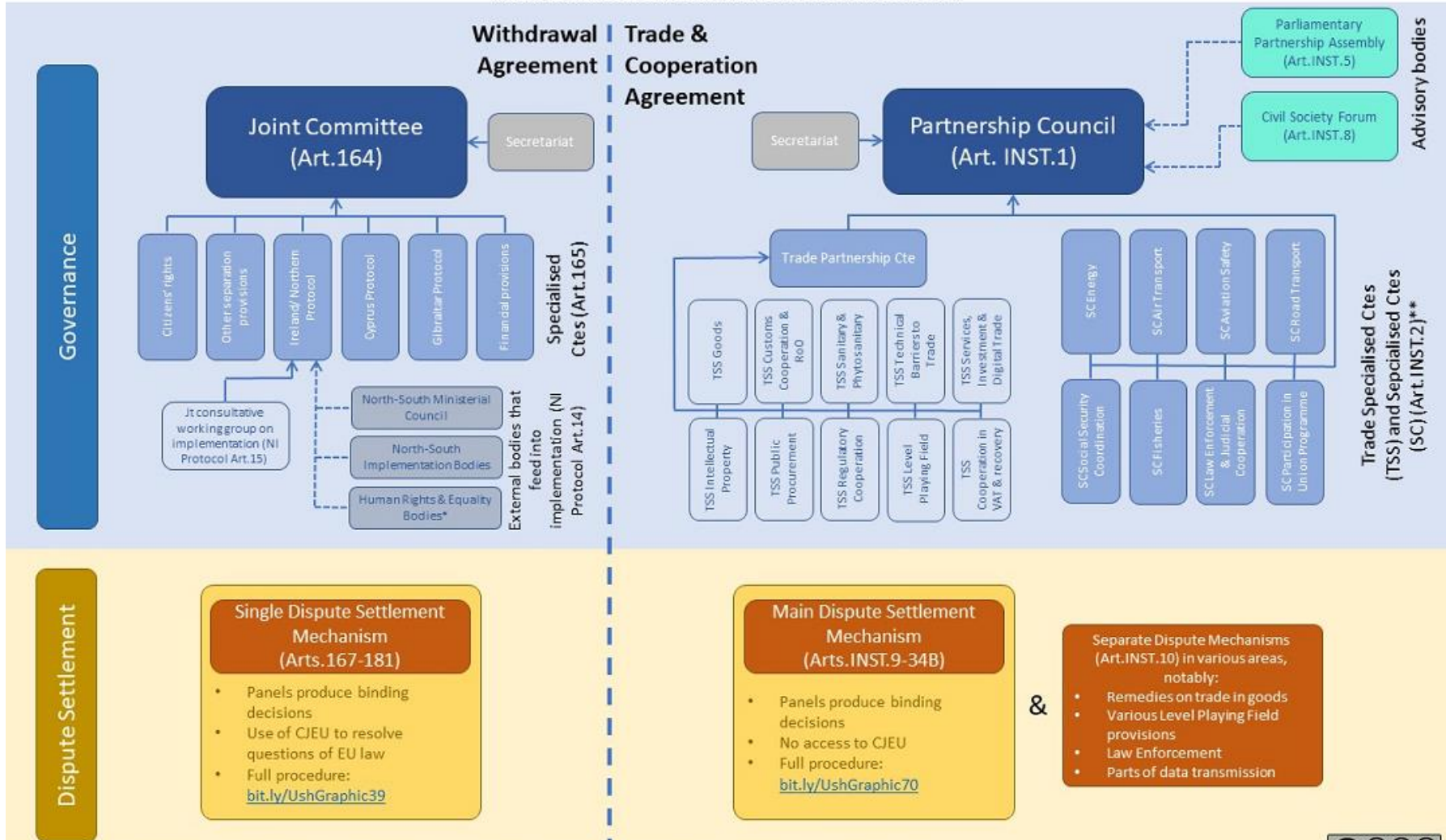
項目	内容
物品貿易	<ul style="list-style-type: none">• 原産地規則を満たす物品について、全品目で関税ゼロ・割当なしを実現。• 英EU産業界の要求を反映させた原産地規則に合意（例：バッテリーと電気自動車(EV)では特例により主要部品を第三国からの調達を可能に）。累積ルールは、英EUの二者間で、原材料・生産工程とも可能な完全累積を採用。• WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づき、技術規制、適合性評価、平準化、認証、市場査察、表示等を規定。自動車、化学品、医薬品、有機製品、ワインについて、相互協力等を規定。• 独自の衛生植物検疫（SPS）規制を維持。国境検査について、定期的に合同で評価する仕組みを導入。• 「WTO貿易の円滑化に関する協定」と「世界税関機構（WCO）京都規約」に基づく規定により、信頼性が確認された貿易事業者（Trusted Trader/AEO）の相互承認などを実現。また、ドーバー港やホーリーヘッド港などロールオン・ロールオフ船が使用する港湾における協力、輸出入申告データの共有可能性の追求などを規定。
サービス貿易・投資	<ul style="list-style-type: none">• 市場アクセスにおける法人形態や外国資本上限などの制限の排除、内国待遇、拠点設置要件禁止、経営陣・取締役の国籍条件禁止、最恵国待遇、等の規定により、越境サービス貿易と投資を促進。• 商用短期訪問の滞在可能期間は、概ね日EU EPAを踏襲。（例：英国短期商用旅行者は180日間中に90日EU滞在が可能）。拠点設立目的の商用訪問者には就労許可は義務付けない。企業内転勤者の配偶者・扶養家族帯同を保証。• 通信サービスに関する規制は現在の自由化水準に固定。サービス提供開始前の事前認可は求めない。• 金融サービスと投資に関するクロスボーダー取引について、継続的な市場アクセスを保証。• 原則、英国の法律家はEUの顧客に対して、英国の職名を使用して、英国法・国際法に関する助言を行うことが可能に。

項目	内容
デジタル	<ul style="list-style-type: none"> EUがFTAでデータ条項に合意するのは初めて。データローカライゼーション禁止も合意。強力なデータ保護を約束。 電子署名への差別禁止、一部例外を除くデジタルでの契約締結を規定。企業にソースコード開示や知的財産の移転を求めないことを確認。WTOにおける近年の議論を踏まえ、オープンガバメントに関する条項も規定。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月までに、新たな効率的なエネルギー貿易に関する取り決めに導入することを約束。 ガス貿易について、既存プラットフォームの継続、北海における再エネ協力の拡大に合意。
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> 国家補助金について、基本原則を定め、双方で独自の補助金制度を保持。拘束力のないガイドラインを作成。補助金制度に係る独立組織を設立。また、補助決定の評価に関する裁判所の役割を規定し、特定の条件下では、裁判所が国内法に反して交付された補助金の回収命令を発する権限を持つことに合意。 相手側の補助金によって甚大な損害またはその深刻な懸念が生じた際に迅速な対抗措置を認めるメカニズムを設定、これに対する短期仲裁手続きで異議を申立てが可能（不要且つ不適切な対抗措置と判断されれば、補償義務を負う可能性）。 労働者と環境・気候変動に関する保護の水準を低下させない互恵的約束を規定。これら分野における国際条約やその他協定に対する双方の約束も規定。これら分野に関する紛争解決のため、専門家パネルの設置等を規定。 一定期間後、協定の公平性について正式に評価し、英EUいずれかの要請に基づき協定の経済関連条項の修正について交渉を開始することを認める均衡修正メカニズムについて規定。また、独立した仲裁パネルの承認の下、厳密に限定的されたより短期的均衡修正措置を採ることを双方に認めることも規定。
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 英国水域でのEU割当の25%相当（金額ベース）を、5年以上かけて段階的に英国の割当に付加。 新たな漁獲割当の取り決めは、5年以上かけて段階的に導入。5年半にわたり、互いの水域への安定的アクセスを確保する調整期間を設定。総漁獲可能量や水域アクセスは、毎年の漁業交渉で設定する。 英EU間で、漁業に関するデータ共有や戦略立案、モニタリング等を実施し、問題解決や議論を行う専門委員会を設置。
紛争解決・水平的条項	<ul style="list-style-type: none"> 特定の協力分野については、英EU間での協議手続きで紛争解決を図り、意見対立が解消しなければ独立した仲裁パネルで調停を行う。仲裁パネルが協定違反を特定した場合、違反した側はこれを是正するか、相応な補償を提供することに合意する必要がある。いずれも実行されない場合は、損害を受けた側は、違反に対抗するため、協定の義務を停止できる。いくつかの分野では、分野横断的な義務停止について一定の条件・制限が適用される。 経済・社会・環境に関する深刻な困難が生じた場合は、英EUいずれも最低限且つ短期的な救済措置を一方向的に発動可能。
EUプログラムへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 英国によるホライズン・ヨーロッパ、Euratom研究・研修プログラム、コペルニクスへの参加、EU宇宙監視・追跡プログラムへのアクセス等について規定。プログラムの管理コストに対して、英国は段階的に導入される参加費用を拠出する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 英EU間で協定を5年ごとに見直すことを規定。協定を打ち切る場合は、12カ月の事前通告により実行できることを規定。 EEA（欧州経済領域：EU及びノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド）から英国への個人データの移転について、十分性認定が採択されるまでの間、暫定措置として6カ月を超えない範囲で、自由な移転を継続可能とすることを規定。英国は、経過措置としてEEA加盟国に十分性を認め、英国からのデータ移転を許可。

The governance architecture of the EU-UK relationship

Simon Usherwood (@Usherwood)

The Withdrawal Agreement and the Trade & Cooperation Agreement both create new institutions for the management of the EU-UK relationship, running in parallel to “ensure implementation, application and interpretation”. In both treaties, decisions of these institutions is binding by mutual consent (Art.166 WA & Art.INST.4 TCA)



* Northern Ireland Human Rights Commission; Equality Commission for Northern Ireland; Joint Committee of representatives of the Human Rights Commissions of Northern Ireland and Ireland
 ** Not included: Working Groups under TSSs or SCs (Art.INST.3)



1-2 | BREIXTによる食品・小売・物流への影響

- コロナ感染拡大による物流の混乱に加えて、鮮度低下といった時間コスト、検疫/衛生等の規制コストの発生のため、食品関連輸出業に深刻な影響が発生。中小企業度の高さも背景に。
- 北アイルランドは、同じ国内なのに本土との間に税関国境を置くという構造的矛盾に直面。

<グレートブリテンGB⇄北アイルランドNI>

- 大手小売店が一時期、NI向けの宅配貨物発送を停止/注文を取消
- 主要スーパーで生鮮食品が不足、物流業はSPS通関の能力不足を問題視
- 大手通販業がアルコールの販売を一時停止。3月末の猶予期間後は医薬品、栄養補助食品等の販売停止を検討

<生鮮水産物輸出業者>

- 不慣れな書類手続き、システムの不具合等が重なり、輸出出荷の遅延が発生、生鮮品として商品価値が低下。
- 英国側の漁獲割当量が増えているのに、逆に輸出量は減るといふ皮肉な状況に。

<アイルランド⇄英国>

- これまで最速ルートであった英国内経由を迂回すべく、仏、蘭、西等へ直接海上輸送するルートを増設

<食肉加工品輸出業者>

- 出荷遅滞によって納入先を失う懸念。食肉の在庫が増加し、市況が低迷。
- EU・NIへの生ソーセージの輸出は不可となり打撃（冷凍のみ可）

<大手資本・製造業>

- 事前にBCPを入念に準備して年末年始に対応。貿易実務に精通。むしろコロナの影響あり。コスト問題とリロケーション要否が課題。

<農産・畜産加工業者>

- 単純な加工や缶詰・瓶詰は原産地要件を欠き、関税発生。（例）粉チーズ、トマト缶、ナッツ詰合せ

(出所) ジェトロヒア、各種報道等を基にジェトロ作成

1-3 | ハブ機能の流失

- 大陸の顧客対応のため、大陸側へ在庫拠点を移す英国企業が増加。オランダに拠点が急増。

EU域内拠点設置の必要性

- 通関手続き、税負担、諸コスト
- EU市場機能調査機能強化 Economic operator設置義務
- GDPR Representative設置義務
- シングルパスポートの確保

オランダの優位点

- 地理的に欧州地域の中央に位置し、古くから交通・物流の要所として栄え、24時間以内にEUの都市へ移送可能。
- 歴史的に、英国とは政治経済的な繋がりが強く、一般的に英語の使用が可能、デジタルインフラ等、ビジネス環境が良好。
- EU内での立ち位置は英国とほぼ同じであり、ユーロ非加盟国を抱えたハンザ同盟2.0を結成（オランダ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、アイルランド、バルト3国）。
- 500社超のグローバル企業がオランダへの投資を検討中。半数は英国企業、米系・アジア系にも人気。

オランダ

大陸向け在庫拠点を設ける企業が大幅増。併せて、欧州統括拠点も増加。

アイルランド

IT拠点、法令対応拠点に簡便。ただし、物流ハブとしての優位性は低下



～英国企業の半数以上が物流遅延に苦慮～

- 英調達供給協会（CIPS）：調査企業444社のうち、45%の企業が「英国からEUへの輸入品は通常より遅い」、28%が「数日の遅延を報告」。他方、EUから英国の輸入はさらに遅延、23%の企業が通関手続きの遅延が改善されない限り、今後数週間で在庫が少なくなると回答。

1-4 英国-EU 通商・協力協定 (TCA)の評価・影響

- 国民経済の犠牲、国家分裂の危機という代償を伴った国家独立性Sovereigntyの回復。
UK: take back control ⇔ take back European hub, draw a border within UK
- 関税ゼロ・割当ゼロ、でもサービス業は実質NO DEAL、新たに極めて高い非関税障壁が発生。
a "skinny" tariff-free goods deal and no deal for service sector with high NTB

EU単一市場 = 英EU・FTA + 非関税障壁

“史上初のFTA&非関税障壁設立交渉”
“お望み通りの結末” by EU

慣習法：これまで問題がなく、世界の流れからも殊更に非関税障壁を作って規制する必要もない。猶予期間で。
大陸法：規則は守ることに意味あり。運転手からハムチーズ・サンドイッチを取り上げ。猶予期間なく即施行。
EUは同等性、相互承認を積極的に認める気はなく、如何に非関税障壁を維持するかに腐心の様子。

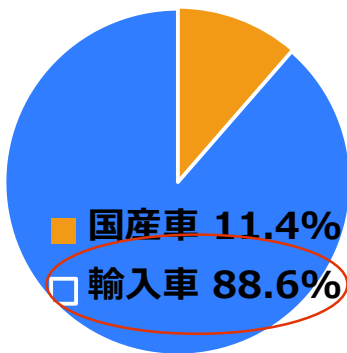
事業者を悩ます非関税障壁 “teething problems” or “structural issues”

	お役所手続き	手数料・税金	許認可の再取得	北アイルランド
問題点	<ul style="list-style-type: none"> RED TAPE：各種書類作成、煩雑な手続き インフラ、人手不足 原産地証明、SPS発生 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入に係る諸コスト：取扱い手数料、保管手数料、運送サーチャージ、VAT、税務処理 	<ul style="list-style-type: none"> シングルパスポートを失い、EU各国で個別に許認可の取得、基準認証適合性の証明が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランドと英国本土の間で税関手続き、北アイルランドはEU規制に依拠
影響大	<ul style="list-style-type: none"> 鮮度が重要な海産物 事務負担能力が乏しい中小企業、個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> 多品種少量・低単価商品 中小企業、個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> 金融、物流等の許認可業 会計、法務等の専門資格 基準認証が必要な製品 	<ul style="list-style-type: none"> 食品、日用雑貨等のドメスティック製品 薬品等の規制品
見通し	<ul style="list-style-type: none"> インフラ整備/DX化、職員の習熟度向上 鮮度ビジネスは困難 原産地証明は明暗 	<ul style="list-style-type: none"> 民間コストは変動 公的コストは不変 	<ul style="list-style-type: none"> 他のFTAでは同等性評価/相互承認、MRA相互承認 	<ul style="list-style-type: none"> 国内に一国二制度を抱えることになり、構造的矛盾を露呈

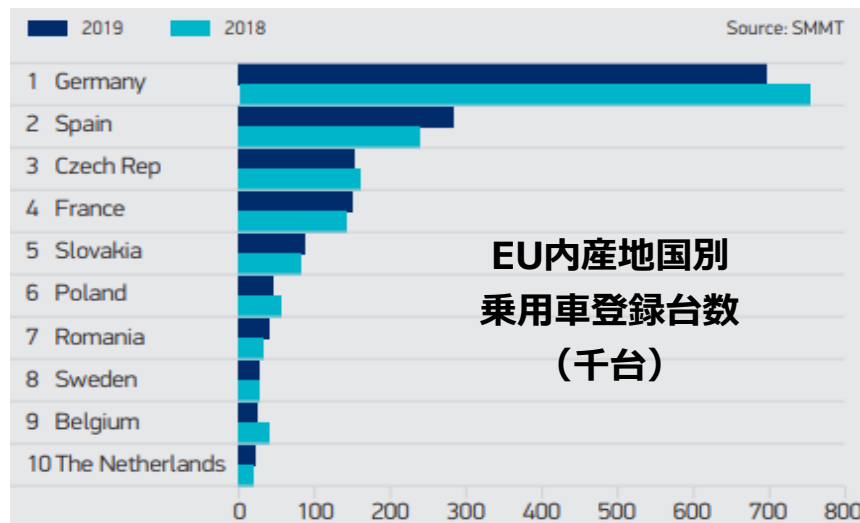
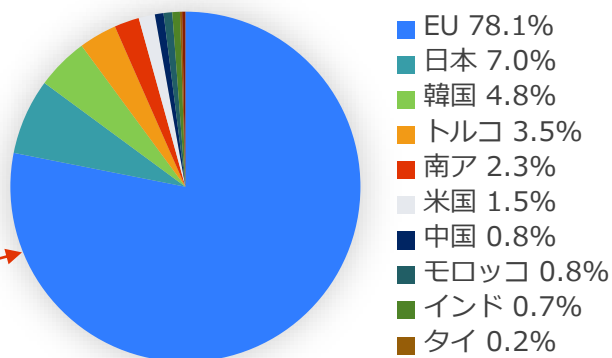
1-5 | 英国自動車産業の市場状況

- 2019年の乗用車登録台数231万1,140台のうち、輸入車が88.6%を占め、輸入の約8割がEU。
- 国内生産台数が落ち込む中、日系の日産が国内生産第1位に浮上。

国産・輸入別登録台数
(2019年)



生産地別輸入登録台数
(2019年)



EU内産地国別
乗用車登録台数
(千台)

【国内生産】メーカー別乗用車生産台数 (2020年)

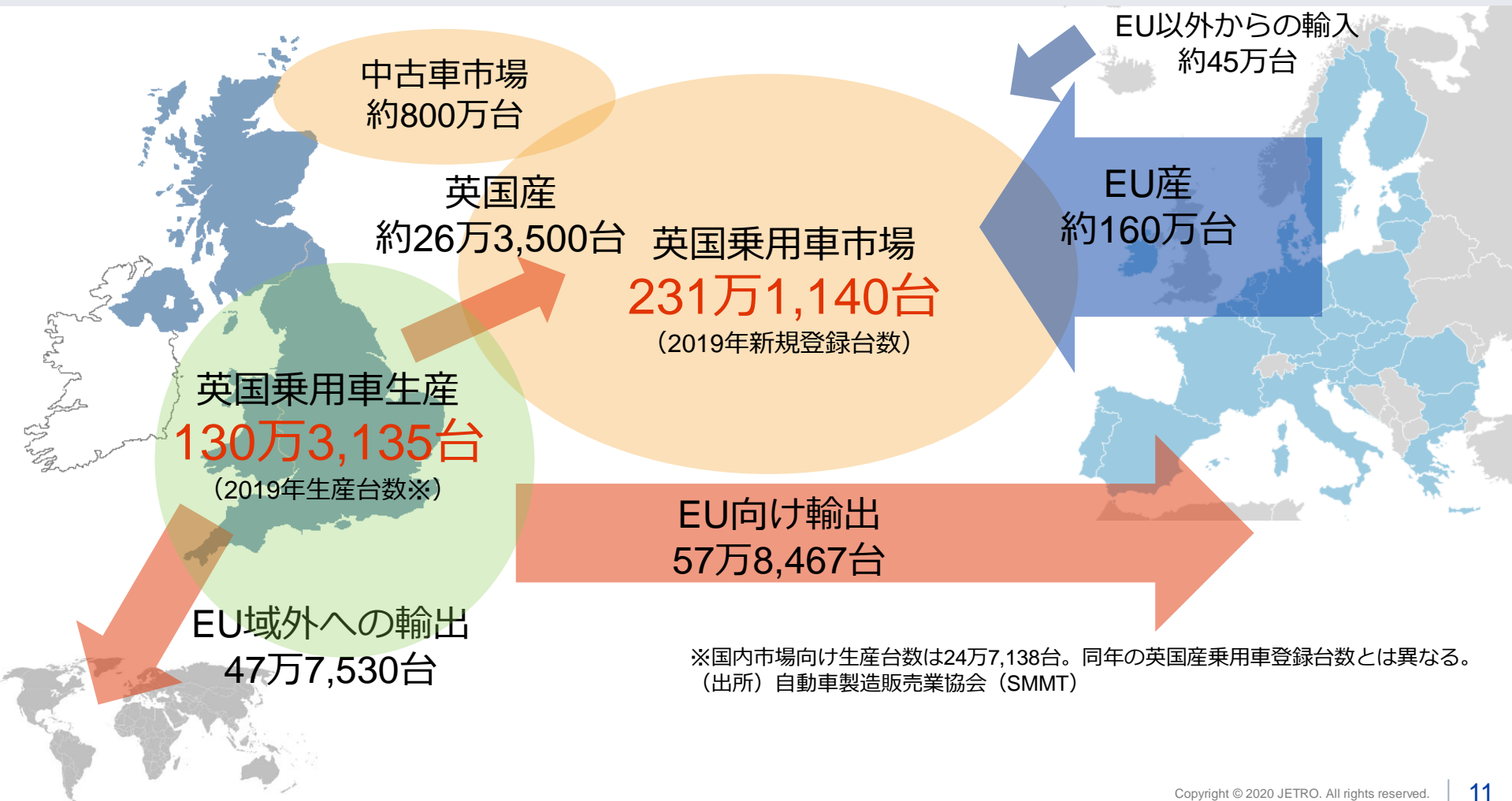
メーカー	生産台数	国内登録台数
日産	245,649	71,932
ジャガーランドローバー	243,908	84,018
ミニ (BMW)	175,736	46,109
トヨタ	116,261	105,520
ホンダ	69,366	27,297
ボクスホール	32,234	95,444
その他	37,774	1,200,744
合計	920,928	1,631,064

【国内登録】ブランド別乗用車登録台数 (2020年)

ブランド	登録台数	割合(%)
フォード	152,777	9.4
フォルクスワーゲン	148,338	9.1
メルセデスベンツ	115,476	7.1
BMW	110,883	6.8
ボクスホール	107,842	6.6
アウディ	95,444	5.9
その他	900,304	55.2
合計	1,631,064	100.0

1-6 | 英国自動車産業の構造

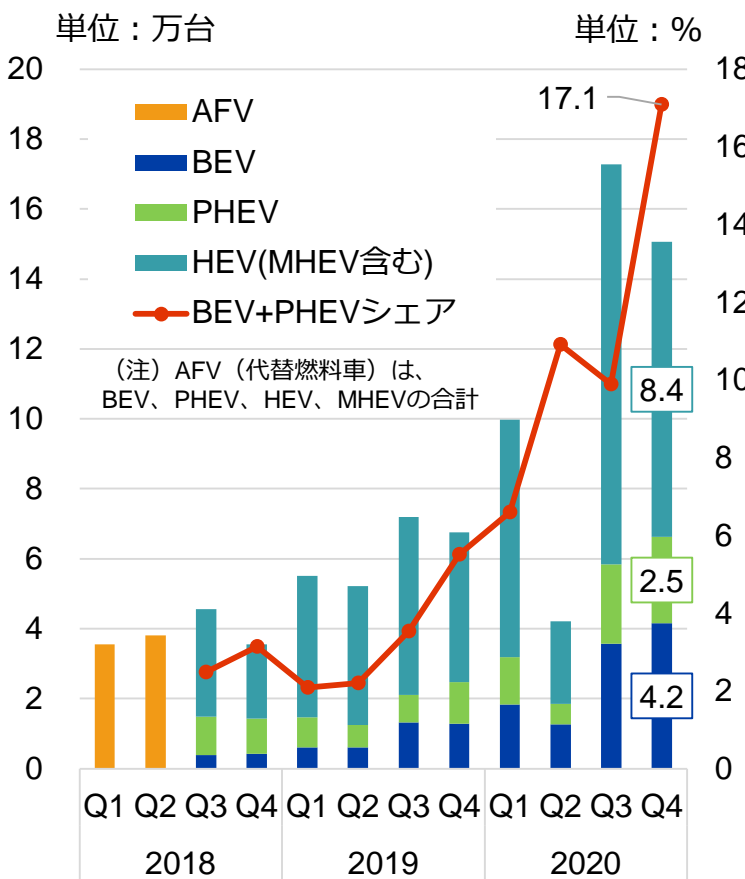
- 英国で生産された自動車の81%は国外へ輸出。主力市場はEUで、輸出の54.8%を占める。国別の輸出先では米国（18.9%）、ドイツ（9.7%）、イタリア（7.0%）の順。
- 国産自動車の8割を輸出、国内市場の9割近くを輸入車が占める。



1-7 | EV需要の急増と国内生産拡充のチャンス

- 2030年にガソリン車、ディーゼル車の新車販売を禁止（ハイブリ車は2035年まで）。
- 充電施設に£ 1.3B、EV用バッテリー開発に£ 500Mの投資、エコカー購入に£ 58.2Mの助成。
- 国内自動車市場が落ち込む中、エコカーの販売台数は約6割近く増加。

エコカー新規登録台数およびシェアの推移



燃料車種別乗用車新規登録台数

種別	2019年		2020年	
	登録台数	比率	登録台数	比率
ディーゼル	615,705	26.6	322,725	19.8
ガソリン	1,524,364	66.0	1,023,140	62.7
エコカー	171,071	7.4	285,199	17.5
合計	2,311,140	—	1,631,064	—

エコカーの国内需要の急増により輸入が増加。
国内生産拡大により、市場獲得のチャンスあり。

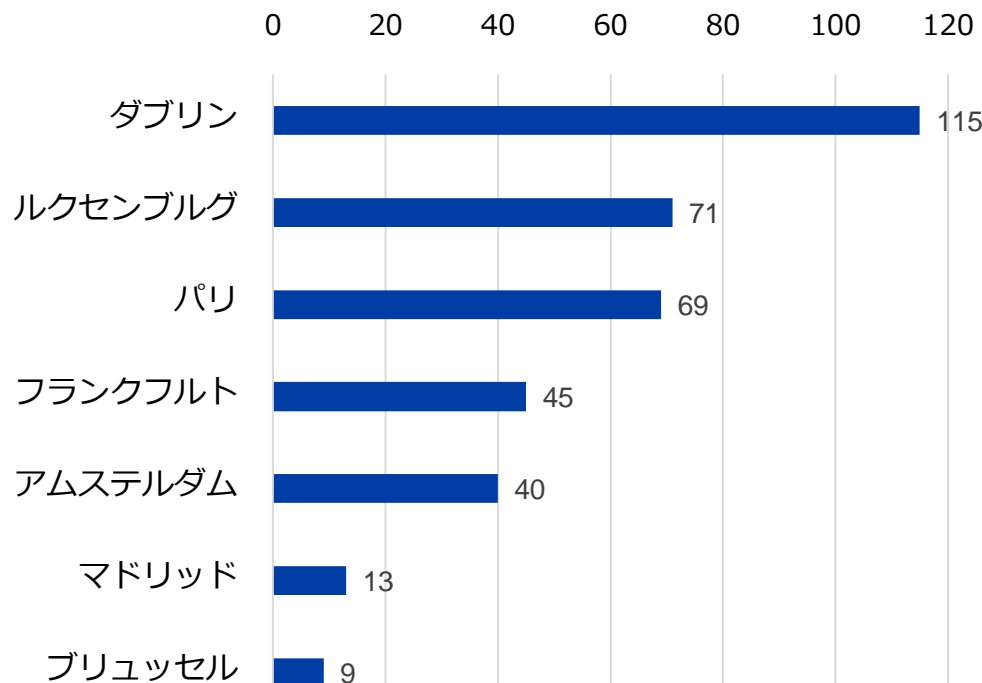
燃料車種別乗用車新規生産台数

種別	2019年		2020年	
	生産台数	比率	生産台数	比率
ディーゼル ガソリン	1,110,831	85.2	748,071	81.2
エコカー	192,304	14.8	172,857	18.8
合計	1,303,135	—	920,928	—

1-8 | 在英金融機関のEU域内への機能移転

- EU単一パスポートの喪失を見越して、多くの金融機関が先行してEU加盟国への機能移転や新規拠点を設立。
- 2020年9月までに約7,500人以上の雇用、£ 1.2T超の資産が英国からEUに流出（会計事務所EY）。ユーロ建て株式取引額で6.3Bユーロが2021年初にロンドンからEUへ流出（2020年末取引の45%）。デリバティブ取引はオランダと米国が英国のシェアを獲得。他方、EUが2018年にスイスに対する同等性を取消したために、流出していたスイス株式取引（1.2Bユーロ分）がロンドンに回帰。
- しかし、全面撤退のケースはほとんどなく、部分移転も当初想定されたよりも小規模で従業員の3~5%程度。

在英金融機関の機能移転先（社数）

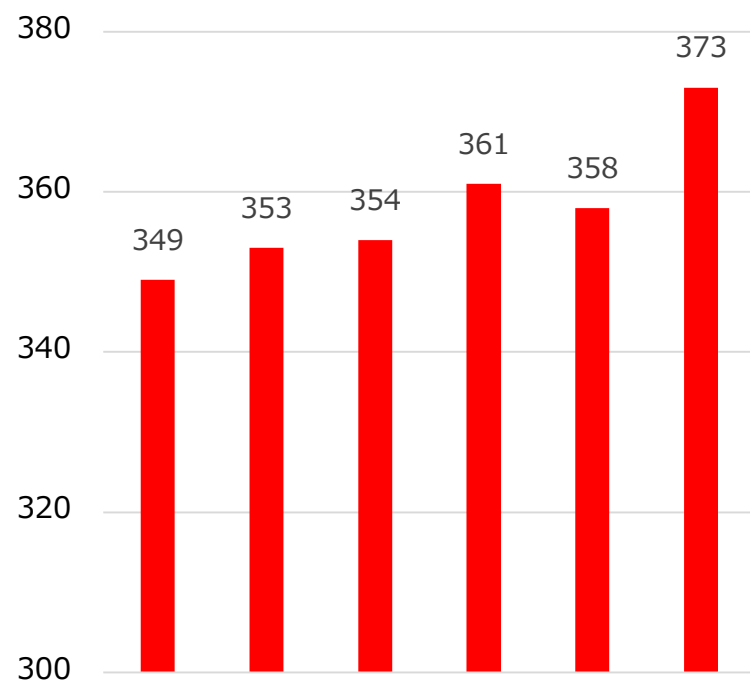


（注）2019年10月時点。在英金融機関332社の主な拠点移転先。一部機能の移転を含む。

銀行、保険、資産管理、オルタナティブ投資、両替、仲介業等を含む。

（出所）New Financial

在英金融機関数の推移（社数）



（注）中央銀行を含む銀行および住宅金融組合の数。

（出所）イングランド銀行資料を基にネットロ作成

1-9 | EU域内の金融拠点

- EUでは金融拠点多極分散。業態別規制もあって専門的・伝統的な部門での強みを持つ。他方、ロンドン
は革新的なビジネスモデルを常に開発しつつ、総合的かつ統合的な金融サービスを提供。
- BREXITに伴ってロンドンの金融機能のうち、EU域内での取引で関係は大陸側各地に移転。

英国・ロンドン

EU域内資本市場シェア 31.7%

EU域内GDPシェア 15.1%

シティ・オブ・ロンドンは世界屈指の金融センター。デリバティブ取引、FX取引の域内シェアは89%、84%と圧倒的（世界シェアは48%、43%）。

アイルランド・ダブリン

EU域内資本市場シェア 2.2%

EU域内GDPシェア 2.0%

アセットマネジメント、ヘッジファンド、PEなどが選好。英国からの機能移転先の約3割はダブリンを選択。Barclayが機能移転。

フランス・パリ

EU域内資本市場シェア 15.7%

EU域内GDPシェア 14.9%

保険資産、債券市場、銀行与信などでは英国を上回る域内第2の市場。HSBC、Societe Generale、Bank of America、JP Morganが英国から機能移転。

オランダ・アムステルダム

EU域内資本市場シェア 6.8%

EU域内GDPシェア 4.9%

年金資産残高は英国に次ぐ規模。外為、ブローカー、フィンテック等の各種金融ではアムステルダムが拠点化。

ドイツ・フランクフルト

EU域内資本市場シェア 13.9%

EU域内GDPシェア 21.1%

欧州中央銀行（ECB）の本拠地。UBS、Goldman Sachs、Morgan Stanley、野村証券が英国から機能移転。

ルクセンブルク

EU域内資本市場シェア 2.0%

EU域内GDPシェア 0.4%

GDPの約3割が金融部門。欧州投資銀行、欧州投資基金、EUROSTATが立地、アセットマネジメント、保険等が中心。



(注) EU域内は英国を含む28カ国の合計。資本市場シェアは2017～2019年の平均シェア。
(出所) New Financial、欧州銀行連盟（EBF）資料などを基にジェトロ作成

1-10 国際的金融ハブとしてのロンドン

- 歴史的にオフショアで発展、米国と並ぶ世界シェアを維持。人材、情報、リーガル等で金融ハブとして深い裾野あり。BREXITを機に英国当局が自由裁量で洗練された規制を行うことが可能になり、金融集積の誘因に。
- Fintechの市場規模は£ 7B、2015/19で約70%成長。同分野への民間投資額は£ 4.1B、世界の1割を集める。2021年に初のグリーンボンドを発行予定、25年までに気候変動エクスポージャーの開示義務化。

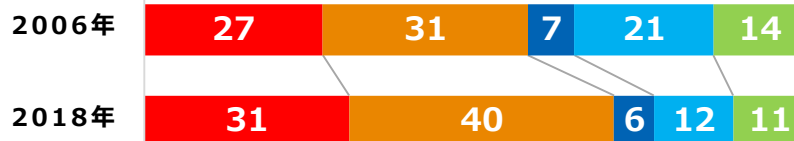
世界金融市場における主要国のシェア (%)

項目	英国	米国	日本	仏	独	シンガポール
クロスボーダー 銀行貸付	15	10	13	10	7	2
外国為替取引	43	17	5	2	1	8
金利OTC デリバティブ取引	50	32	2	2	1	2
資産管理	6	46	7	4	-	-
保険プレミアム	6	39	7	4	4	0
国際債券取引残高	13	9	2	6	5	1

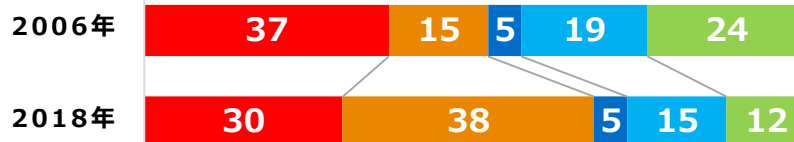
(出所) TheCityUK

主要国・地域ごとのシェアの推移 (%)

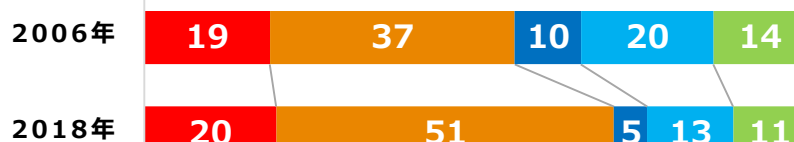
株式発行額



社債発行額



新規公開株式



■ 米国 ■ アジア太平洋 ■ 英国 ■ EU ■ その他


(出所) New Financial

本日の講演内容

1. 英国EU通商・協力協定とBREXIT後の影響について
(物流、自動車、金融)
2. BREXIT後の国家戦略について
(グリーン、イノベーション、デジタル)

2-1 | ボーダレス化が一層進むグローバル経済

- 貿易投資の相互依存・相互作用、多国籍企業の海外展開によって、経済的国境の意義低下。
- グローバル・サプライチェーン、オープンイノベーションといった経済の開放性が不可欠に
- コロナ感染対応の中で、オンライン、リモートが急激に発展して、地理的制約が希薄化。
- 今後とも産業は市場の大きさ・成長性、ビジネス環境の良好さを選好して集積。



DX/データフロー
オープンイノベーション

オンラインビジネス/
電子商取引

生産・物流のグローバル
オペレーション

テレワークス
/オンライン会議

2-2 | 世界の主な経済圏

- 英国政府は2021年2月1日、CPTTP加入を正式に申請。
- 海の向こうに共通の価値観と良好なビジネス環境を持つ、より大きな経済圏が存在。

欧州連合 (EU)

GDP	\$17.0T	
	2020年	2035年
人口	4億4,525万人	4億3,866万人

米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)

GDP	\$24.8T	
	2020年	2035年
人口	4億9,767万人	5億4,668万人

英国

GDP	\$ 2.9T
	2020年
人口	6,789万人

環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

GDP	\$11.3T	
	2020年	2035年
人口	5億1,155万人	5億4,788万人

米国

GDP	\$ 21.9T
	2020年
人口	3億3,100万人

東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)

GDP	\$28.3T	
	2020年	2035年
人口	23億1,469万人	24億1,247万人

2-3 | BREXIT後の方向性

BREXITで失ったもの

① 欧州地域内を対象とするハブ機能

- 英国に欧州拠点を置く合理的理由が低下
- 多重コストが発生する流通、物流ハブは不可
- 同等性が認められずに欧州金融ハブも喪失
- 人の往来に制約、人的交流ハブも低下

② EU主要国としての政治力・外交バーゲニング

- EUを内から動かす国としての英国は消滅
- 欧州問題への関与能力が著しく低下

③ EU加盟国との信頼関係・個別の密接な協力

- 交渉における不信感→EUからの村八分状況
- 同等性、相互認証も当面得られず
- 離脱協定と北アイルランドとの一国二制度

BREXITで得るもの

① 独自に規制制度を制定する権能 – 政策自主権

- ⇔ 強大なEU官僚機構、規制単純複写、事前審査
- ⇔ 規制強化・トップランナー方式による市場の要塞化

- 大胆な規制緩和、参入促進による市場創出
- 金融業が好むセンスが良く柔軟な規制の市場を提供
- 国際的競争に耐えうるハブ機能を狙った制度設計

② 独自外交による戦略的活動 – 外交自主権

- ⇔ 香港問題、中国との距離感でEUと相違

- 近代民主主義を生み、これを守り抜いた自負
- 経済・安全保障・科学技術文化の3点セットの外交

③ EU問題からの解放 – 自己責任に基づく自立

- ⇔ EU内の格差問題/財政移転問題、内部調整

- 単純労働者の大量流入から高度人材の獲得へ
- 世界の成長市場・経済圏を機動的に選択

GLOBAL BRITAIN

- 柵の多い欧州から抜けて、価値観が近く成長性と自由度が高いアジア太平洋地域を選択
- 単なるノスタルジーという批判もあるが、フットルースな渡り屋と複層/複眼的戦略の側面
- 安全保障、ソフトパワー、共通価値が一体となった、緩やかな国家群の構築

ウィンブルドン型市場経済

- 世界中から競技場に集まって、明確で簡潔なルールの下に競争、良好なビジネス環境を提供
- FinTech、DX関連、グリーンボンド等、常に最先端なテーマを集めてビジネスモデルを革新
- 既存低収益産業の構造改革、新陳代謝。農産品、ガソリン車からグリーン、イノベ、DXへ

2-4 | post – BREXIT Industrial Strategy

- BREXITはEU依存の産業を変革する好機と捉え、BREXITによって可能となった国策運営を最大限活用して、国内産業改革、新産業創出に向けた戦略を開始

1. “Project Defend” Self-sufficiency -戦略分野の国産化

- 2020年春先、医療用PPEのほぼ全てを国外に依存していたために医療現場が窮境(EUが輸出制限)。現在、国産比率は70%までに上昇。国内でワクチン開発、国内5か所の生産拠点を確保。抗体検査の国内開発に着手。
- EVに対応するため、2030年までに60GWh分のバッテリーを国内生産が必要との試算(SMMT)。日産が国内増産、British Voltは新工場。
- 5G通信網からHUAWEI製品の完全排除を決定。NECとのオープンLANネットワーク実験等を行うとともに、国産メーカーを育成。

2. “Nimble” regulation and “agile” government

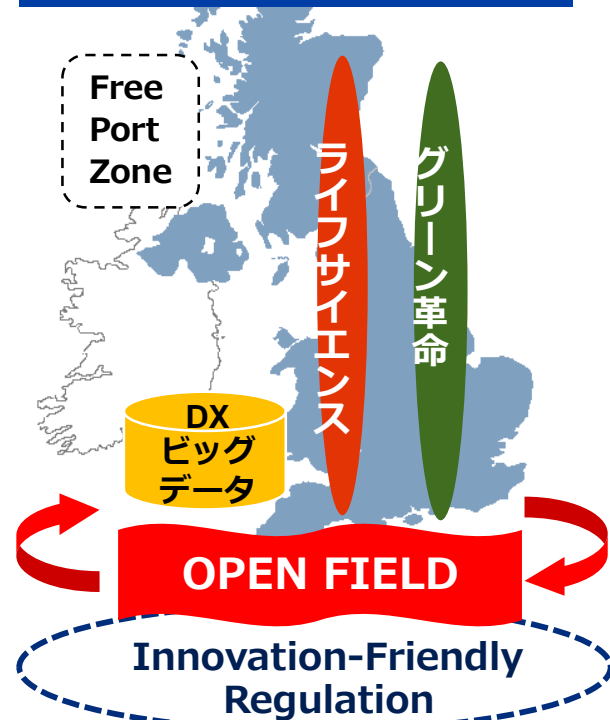
- 官僚主義を廃し、迅速な許認可、公的助成手続きを実現、企業の事業展開を加速化。迅速な医薬品審査によって国産ワクチンを早期実用化。
- 革新技術の実証を行うサンドボックスを展開、Fintech等のDX産業を育成。Leveling-up Agendaとして10のFree Port Zoneを整備予定。

3. Innovative business creation

- スタートアップ支援のため、1 Bポンド規模のFuture Fundを設立。BEIS傘下にa new “blue-skies” scientific research agencyの設立を検討、新たな新ビジネス創出支援補助金制度の創設準備を開始。
- 2019年にGreen Finance Institute (GFI) を設立、21年にSovereign Green Bondsを発行予定、25年までにTCFDに沿った気候変動エクスポージャーの開示義務化。Global voluntary carbon marketsを育成。











GDP £2,215B
輸入額 £542B、収支 £▲176B

戦略的重点分野
グリーン、ライフサイエンス、
Fintech、データ/デジタル



2-5 | Build Back Betterのコア「グリーン産業革命」

- 2050年までの温室効果ガス純排出ゼロ達成。総額120億ポンドを投じて最大25万人の雇用創出。
- 2030年までの温室効果ガス排出量削減目標を1990年比68%減に設定引き上げ（EU55%減）。総発電量再生エネ比率は、2019年の37.11%から2030年には70%へ（世界トップレベル）。

10-POINT PLAN	概要
 洋上風力発電	2030年までに40ギガワット（GW）の洋上風力発電を導入。このうち1GWは浮体式洋上風力発電とする。最大6万人を雇用。
 クリーン水素	2030年までに5GWの低炭素水素生産能力を開発。最大8,000人を雇用。
 原子力発電	小型モジュール炉（SMR）に最大£215Mを投資。先進的モジュール炉（AMR）の研究開発に£170Mを投資。1万人を雇用。
 電気自動車（EV）	2030年にガソリン・ディーゼル車の新車販売終了、充電設備に£1.3Bを投資。2030年までに4万人を雇用。
 公共交通機関、サイクリング、ウォーキング	バス、サイクリング、ウォーキングに£5Bを投資。2021年に4,000台のゼロエミッションバスに£120Mを投資。2025年までに最大3,000人を雇用。
 ゼロエミッション航空輸送とより環境に優しい海上輸送	ゼロエミッション航空輸送のクリーン技術の開発に£15Mを投資。クリーンな海運技術開発に£20Mを投資。
 住宅と公共施設	エネルギー効率向上に£1Bを投資。2028年までに年間60万台のヒートポンプを設置。2030年までに5万人を雇用。
 炭素の回収、使用、貯蔵（CCUS）	2025年までに最大£1Bを投資、CCUSを2か所に設置。2030年までに4カ所に拡大、年間最大1,000万トンのCO2を回収、5万人を雇用。
 自然環境の保護	グリーンリカバリーチャレンジファンドに£40Mを投資。洪水と沿岸対策に6年で£5.2Bを投資。
 イノベーションとファイナンス	ネットゼロのイノベーションポートフォリオに£1Bを投資。ロンドンをグリーンファイナンスのグローバルセンターにする。

2-6 | 海洋資源を活用～洋上風力～

- 2030年までの導入目標を**現在の4倍**、**40GW**と設定。（EU：2019年12GW→2030年60GW）
- うち浮体式洋上風力発電を1GW導入。（現行世界導入量の15倍）

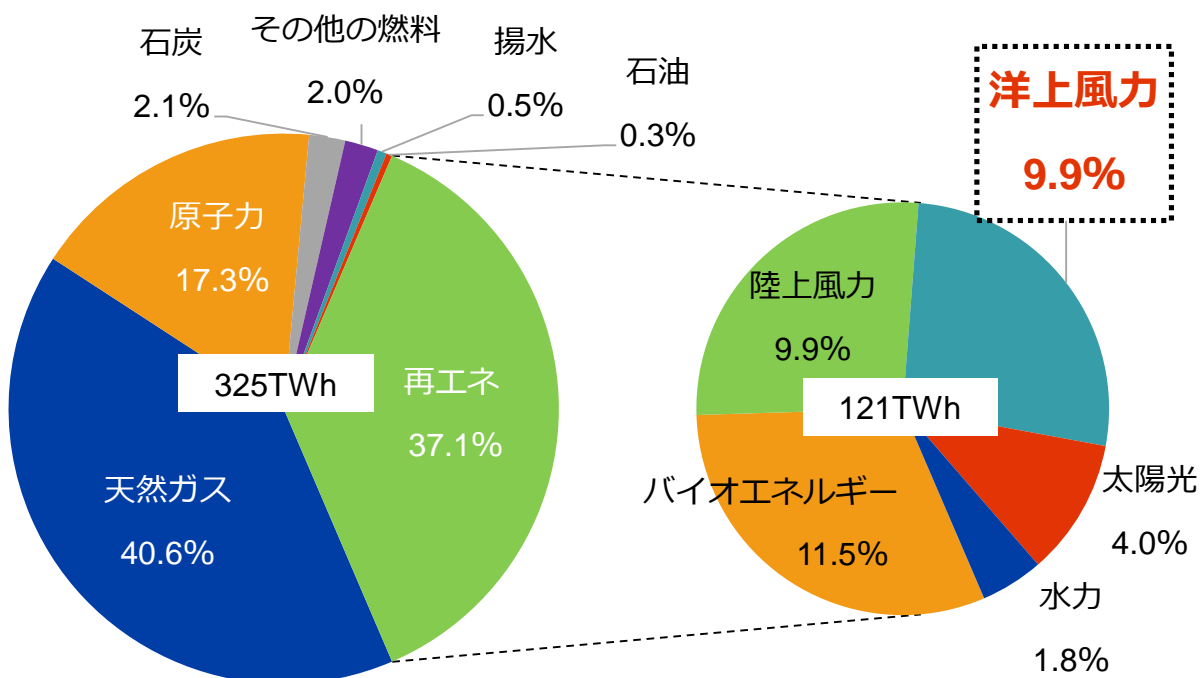
<状況>

- 2020年3Q時点で10.4GWの洋上風力を導入。
- 発電電力量も着実に伸び、2019年は年間32.1テラワット時（TWh）となり、再エネ総発電量に占める割合も9.9%となった。

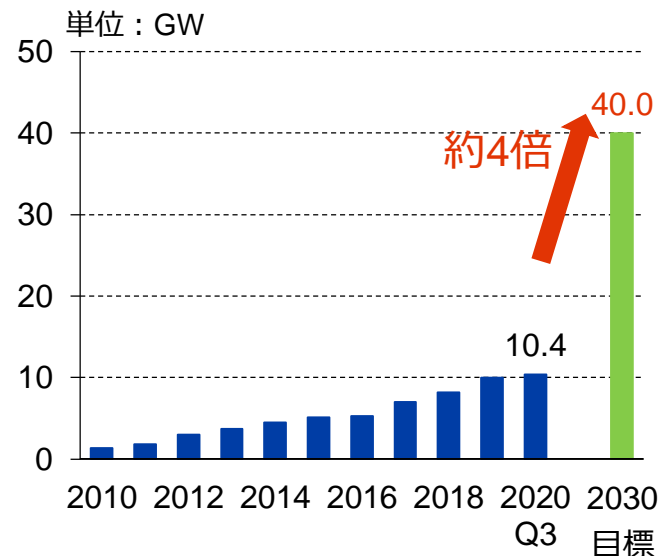
<投資計画>

- 港や製造インフラに1億6,000万ポンドを投資。
- 2030年までに6万人を雇用。
- 2023年から2032年の間に2,100万トンの二酸化炭素を削減。

2019年の電源別発電電力量の割合



洋上風力導入量の現状と目標



(出所) 英国政府資料を基にジェトロ作成

2-7 | コロナ対策とライフサイエンス国家戦略

- 春頃には人口の半分の3,200万人、50歳以上の全成年者へのワクチン接種を完了する計画。
- コロナ検査を大幅に拡充整備し、その9%を遺伝子解析。併せてワクチン開発を行うことで、コロナ対応とライフサイエンス分野の発展を戦略的に遂行（tRNA技術、ウィルスベクター等）。

2020年
産学連携によるプロジェクトを開始
12月8日 ワクチン接種開始

2021年
1月中旬
接種者数、400万人突破
80歳以上の80%以上が接種完了
2/7現在 ワクチン接種者数
1回目12,014,288/2回目511,447

2月15日までに 累計1,500万人
医療従事者、介護従事者
70歳以上の高齢者
基礎疾患患者

5月までに 累計3,200万人
50歳以上の全成年者

秋頃までに 累計で5,300万人
18歳以上の成年者全員

2021年 2/7現在
検査能力 740,611件/日
検査実績 累計73,277,874件
遺伝子解析(推計) 約700万件

Oxford大/AstraZeneca共同開発

ワクチン生産拠点 国内5か所
①Livingston -Valneva
②Billingham -Novavax with Fiji.Film
③Keele/Oxford -AstraZeneca
④Harwell -VIMC (late 2021)
⑤Braintree -CGMIC (Dec. 2021)

ヘルス・セキュリティ

- ・コロナワクチンの人類共有化
- ・コロナ変異種監視の共同化

6月 G7サミット

12月 COP26

2016年6月 BREXIT国民投票

2018年
VMIC(Vaccines Manufacturing and Innovation Centre)構想決定
→産官学連携での設立準備開始

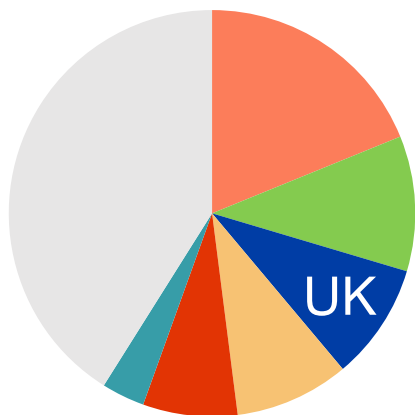
- 2020年
- ①コロナ感染予防対策
コロナウィルス検査体制の構築
コロナ遺伝子解析・変異種モニター
 - ②コロナワクチン対策
国内研究開発・生産、世界最速の
医薬品審査、大規模接種体制
 - ③医療器具、検査装置の国産化

2021年（予想/予定）
コロナワクチンの世界供給
変異種情報の提供、解析能力支援
VIMC 稼働開始
CGMIC(Cell and Gene Manufacturing and Innovation Centre) 設立

2-8 | 世界トップレベルの科学技術・ビッグデータ大国

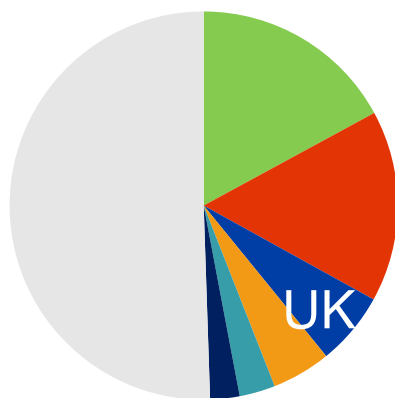
- データ流通や知識分野で欧州の中核的存在。世界トップクラスの高等教育機関が人も惹きつける。人口比でのデータ量、論文被引用数、被引用上位論文数は世界最高水準。
- 製薬やICTなどの業種で、日本企業による英企業買収や英大学との共同研究なども活発に。

越境データ流通量（2017年）



■ 香港 18.8%	■ 米国 10.8%
■ 英国 9.3%	■ 台湾 9.1%
■ 中国 7.5%	■ インド 3.4%
■ その他 41.1%	

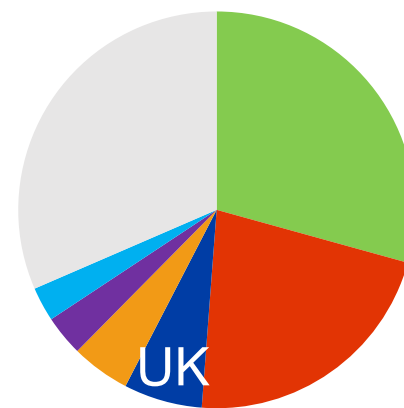
論文被引用数（2019年）



■ 米国 17.1%	■ 中国 16.0%
■ 英国 6.1%	■ ドイツ 4.9%
■ インド 3.0%	■ 日本 2.4%

（出所） SCImago Journal Country Rankings

被引用トップ1%論文数
（2016～2018年平均）



■ 米国 29.3%	■ 中国 21.9%
■ 英国 6.4%	■ ドイツ 4.8%
■ 豪州 3.3%	■ フランス 2.8%
■ その他 31.5%	

（注）論文の被引用数（2019年末の値）が各年各分野（22分野）の上位1%に入る論文数を抽出後、実数で論文数の1/100となるよう補正を加えた値（トップ1%補正論文数）。整数カウント法。

（出所）文部科学省科学技術・学術政策研究所『科学技術指標2020』

（注）使用された越境インターネット帯域幅。合計はITUのデータベースでデータ取得可能な国・地域の足しあげ。

（出所）国際電気通信連合（ITU）

2-9 | 英国・科学技術イノベーション政策

「技術イノベーション戦略」(2019.6)

「英国研究開発ロードマップ」(2020.7)

- R&D投資を2027年までに2.4%に引上げ、公的資金投資額を2024/25年度までに220億ポンドに拡大。

産学官連携研究開発拠点「カタパルト・ネットワーク」

- 特に商業化に近い先端技術の研究開発・実用化支援を目的として、産学の橋渡しや資金・研究開発設備・ノウハウの提供。
- 2011年10月から活動開始し、現在、9分野で全国展開。

細胞・遺伝子治療、デジタル技術、創薬、コネクテッドプレイス、エネルギーシステム、人工衛星応用、化合物半導体応用、高付加価値製造業 洋上再生可能エネルギー

- 2020年人工呼吸器増産プロジェクトで「高付加価値製造業」カタパルトが調整役に。EVエネルギータスクフォースは「エネルギーシステム」カタパルトが主導。

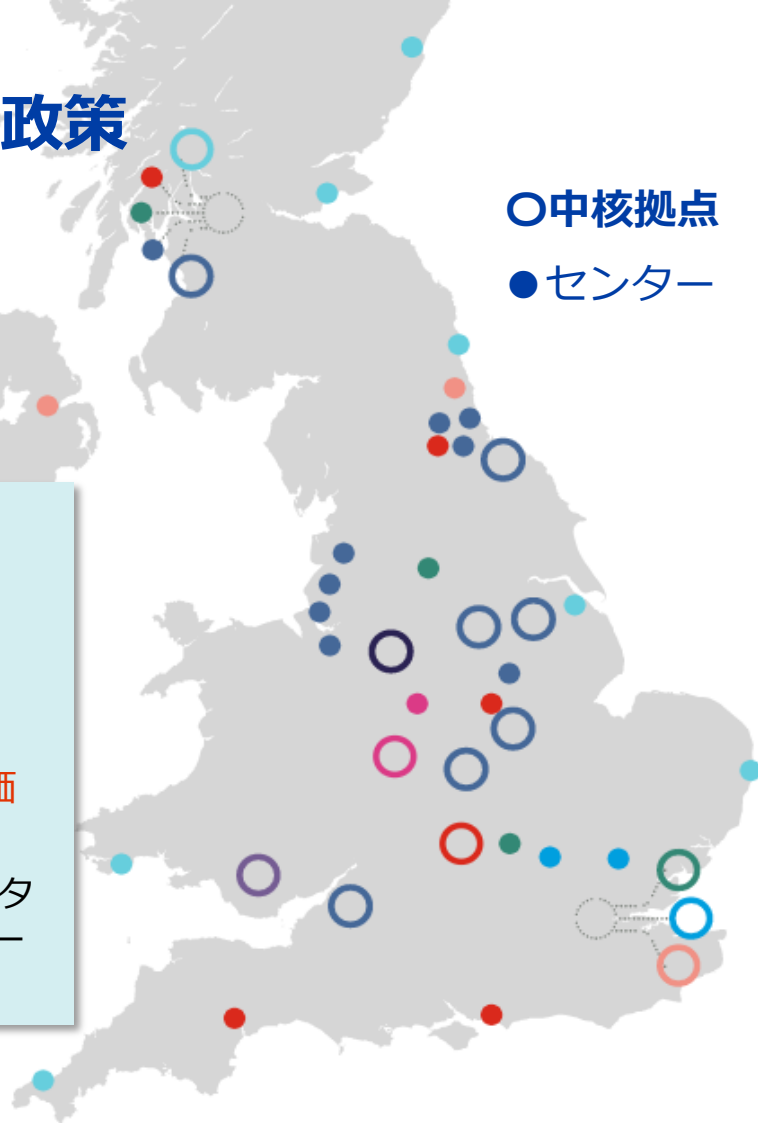
【イノベーション政策遂行部隊】

ビジネス・エネルギー・産業戦略省(BEIS)
デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)
UKリサーチ&イノベーション
イノベートUK

Cell and Gene Therapy
Connected Places
Compound Semiconductor Applications

Digital
Energy Systems
High Value Manufacturing

Medicines Discovery
Satellite Applications
Offshore Renewable Energy





2-10 英国のデジタル戦略

- 世界トップレベルのデータ流通量を持つ英国は、国家戦略としてデジタルを自国の産業発展基盤に位置付け、データ基盤整備を実行するとともに、人材育成、人工知能の開発と社会応用を推進。

「国家データ戦略」の主要4本柱（2020年9月）

- ① データ基盤（標準化・アクセス性能、レガシー/技術的障害除去、Chief Data Officerの設置、国際的互換性）
- ② データスキル（人材開発、IT人材の教育・育成）
- ③ データ利用可能性（公的なデータの公開、モバイル端末の接続性、データの再利用）
- ④ 責任あるデータ利用（コンプライアンス、サイバーセキュリティ、公正なデータ利用）

「AIセクターディール」（2018年4月）

- ① 安全、倫理面かつイノベティブな活用
- ② データドリブン技術の活用
- ③ 独立機関「Centre for Data Ethics and Innovation」を設置

「AI Skill and talent package」（2019年2月）

5年間で1,000名の博士課程修了者を供給するとの目標設定

【GOV.UK】政府の23省庁、413関連機関全ての情報を一元化、難解な役所言葉を排除、リアルタイムで更新

Welcome to GOV.UK
The best place to find government services and information
Simpler, clearer, faster

Search on GOV.UK

Popular on GOV.UK
Find out the coronavirus restrictions in your local area
Travel advice: coronavirus (COVID-19)
Brexit transition: check the new rules for January 2021
Find a job
Sign in to your Universal Credit account

Benefits
Includes eligibility, appeals, tax credits and Universal Credit

Births, deaths, marriages and care
Parenting, civil partnerships, divorce and Lasting Power of Attorney

Business and self-employed
Tools and guidance for businesses

Childcare and parenting
Includes giving birth, fostering, adopting, benefits for children, childcare and schools

Citizenship and living in the UK
Voting, community participation, life in the UK, international projects

Crime, justice and the law
Legal processes, courts and the police

Disabled people
Includes carers, your rights, benefits and the Equality Act

Driving and transport
Includes vehicle tax, MOT and driving licences

Education and learning
Includes student loans, admissions and apprenticeships

Employing people
Includes pay, contracts and hiring

Environment and countryside
Includes flooding, recycling and wildlife

Housing and local services
Owning or renting and council services

Money and tax
Includes debt and Self Assessment

Passports, travel and living abroad
Includes renewing passports and travel advice by country

Visas and immigration
Visas, asylum and sponsorship

Working, jobs and pensions
Includes holidays and finding a job

(出所) <http://www.gov.uk/>

GOV.UK Sign in

English | Cymraeg

Brexit: new rules are here

New rules apply to things like travel and doing business with Europe. Use the Brexit checker to get a personalised list of actions for you, your business and your family.

Brexit checker: start now >

Check Change Go

Keep your business moving

Doing business with Europe has changed. You need to follow new rules on exports, imports, tariffs, data and hiring.

Watch the video to find out what the new rules mean for your business. You can also use the [Brexit checker](#) to get a personalised list of actions.

UK Transition | Keep Business Moving

View the video transcript

People vaccinated

First dose total 12,014,288
Second dose total 511,447

(過去の納税記録から簡易手続きでコロナ給付金を迅速支給)

GOV.UK

Home

Part of **Coronavirus (COVID-19)**
Business support

Coronavirus (COVID-19) support is available to businesses

- Loans, tax relief and cash grants are available
- Employers might be eligible for financial support to pay wages
- Self-employed people might be eligible for a taxable grant covering 55% of trading profits

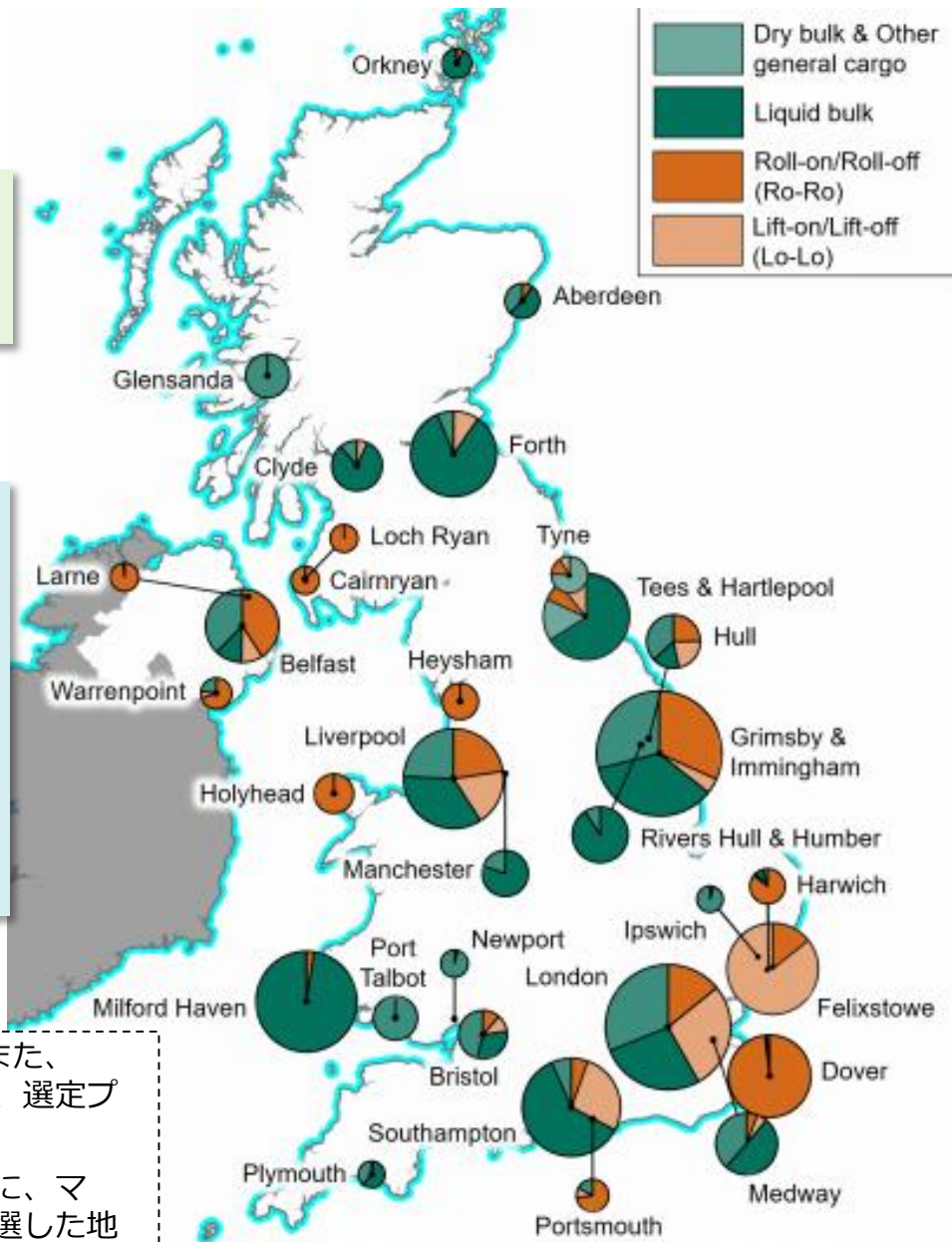
2-11 | Free Port Zone

BREXITによる政策的裁量を得たことを踏まえ、Leveling-up Agenda（地域格差是正）の一環として、自由貿易ゾーンの整備を計画。

Freeports –special economic zones

- 保税地域を設定、関税免除の他、R&D税制、国民保険負担軽減等の優遇措置、規制緩和を検討中。
- イングランドに7か所（うち2か所程度は空港）、スコットランド・北アイルランド・ウェールズに各1か所の計10か所を予定。
- 現在、33か所の候補地からの絞り込みを行っているところで、春先には最終的に指定地域を決定予定。

- ただし、スコットランドは自前でgreen ports構想を発表。また、ウェールズや北アイルランドも政策効果に疑問を呈していて、選定プロセスに入っていない。
- 懸念点は、税収の低下を招くことと、ルクセンブルグのように、マネーロンダリングの温床となる可能性があること。また、落選した地域から、当選した地域へ振り替わるだけの批判も存在。



2-12 | 対内投資誘致「投資局」と買収規制

- 対内直接投資が緩やかに減少する中、政府は外国企業誘致強化に向け「投資局」を設置。
- 他方、安全保障や危機管理に関わる分野での買収規制は大幅に強化。影響強める中国も念頭に。

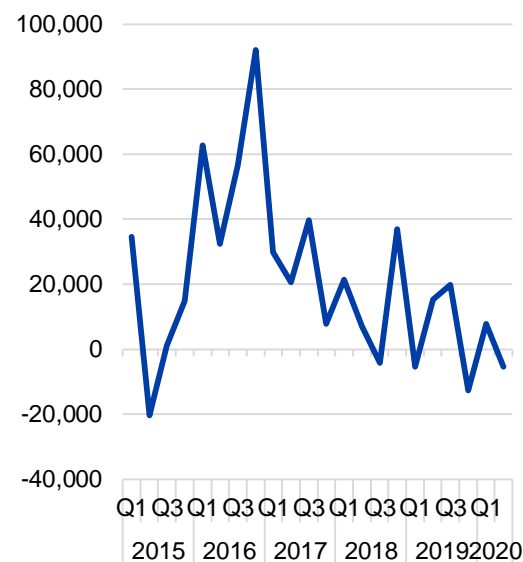
投資局 (Office for Investment)

- 政府は11月9日、海外から英国への投資誘致を促進するための新組織「投資局」の設立を発表。
- 政府の優先課題：温室効果ガス純排出ゼロの達成、インフラ投資、研究開発の推進など、英国にとって価値の高い投資を重視。

国家安全保障・投資法案 (National Security and Investment Bill)

- 11月11日に議会提出。国家安全保障上重要な分野の英国企業に対する買収規制を強化。
- 安全保障上の懸念が生じやすい17分野：
先端素材、先進ロボット工学、人工知能、民生用原子力、通信、コンピュータハードウェア、政府への重要なサプライヤー、危機管理に関する重要なサプライヤー、暗号認証、データ・インフラストラクチャー、防衛、エネルギー、生物工学、軍民併用技術、量子技術、衛星および宇宙技術、輸送（各分野の詳細定義は年明けに決定）
- 該当分野の英国企業の買収を意図する企業・投資家に対し、政府への事前情報通知と許可取得を義務付け。該当分野以外でも、国家安全保障に関わる可能性がある場合は、政府へ通知することを推奨。
- 現在は被買収企業の売上高や英国市場シェアが特定水準を上回る案件のみが事前通知の対象だが、新法案では売上高や市場シェアにかかわらず該当分野の案件の全てが対象に。
- 事前通知義務を怠って取引を完了した場合、世界売上高の5%または1,000万ポンド（約13億8,000万円、1ポンド=約138円）のいずれか大きい金額を上限とする罰金と、関与した当事者に対する5年以下の懲役の、いずれかまたは両方が科せられ、買収は無効に。

対内直接投資額の推移
(ネット・フロー、百万ポンド)



(出所) 国家統計局 (ONS)



2-13 | 対米関係：バイデン新政権との政策連携に期待

- バイデン新政権とは気候変動や安全保障など重要政策で共通点が多く、連携が進むとの見方も。
- 対英FTAは新政権の優先事項ではなく、交渉中のFTA妥結は当面先との観測が拡大。

2020年米大統領選挙以降の双方の動き

- ジョンソン首相は11月7日、勝利を確実にしたバイデン前副大統領への祝意を表明。「**米国は最も重要な同盟国で、気候変動や通商、安全保障などの共通課題で緊密に協働することを期待している**」とツイート。
- ジョンソン首相は11月10日にバイデン氏と電話で初めて協議。新型コロナウイルス対策やNATOなどについても意見を交わし、2021年に英国が主催する**G7や第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）**へのバイデン氏の参加を念頭に、これらの課題について協力することで一致。
- 2021年1月23日、ジョンソン首相はバイデン氏の大統領就任後初めて同氏と電話で協議。概要は以下のとおり（英首相官邸）。
 - ・ ジョンソン首相は、米国の地球温暖化対策の国際枠組み「**パリ協定**」への復帰、**世界保健機関（WHO）脱退取りやめ**、**新型コロナウイルスワクチン共同購入・分配の国際枠組み「COVAX」への参加**など、就任後すぐのバイデン大統領の決定を歓迎。
 - ・ 双方は、世界がコロナ禍で大きな課題に直面している一方、**より良い、環境に配慮した復興に向けたまたとない機会も到来**していることを確認。ジョンソン首相は、バイデン大統領が表明した**2050年までの温室効果ガス純排出ゼロ目標**を支持。
 - ・ 両国の長年にわたる安全保障協力関係を基盤に、**北大西洋条約機構（NATO）や、人権・民主主義を普及する共通の価値観を推進**することを再確認。
 - ・ 両国間で交渉中のFTAがもたらす利点も議論。ジョンソン首相は、**現存する通商問題を早急に解決する意欲を強調**。
 - ・ 双方は、状況が許す限り早期に直接会談し、年内では**G7、G20、COP26を通じて協働**していくことで一致。

対米FTA交渉

- 英国国際通商省（DIT）は2020年3月2日、対米FTAの交渉方針を発表。物品・サービス貿易、良好な規制慣行（GRP）、透明性、中小企業、貿易と女性の経済エンパワーメントなど幅広い分野に言及。**国営医療サービス（NHS）などの公共サービスは交渉の対象としないことを明記**。また、英国国民の関心が高い**食品安全基準や環境・動物保護**なども、**現行の高い水準を維持したい**考え。
- 米国通商代表部（USTR）は、英DITに先立ち、2019年2月28日に対英FTAの交渉目的を発表。物品貿易、GRP、サービス貿易、デジタル貿易・データ移動、医薬品・医療機器の手続き上の公平性など24項目で構成。**英国の関税・非関税障壁撤廃の良い機会**になると言及する一方で、**デジタル貿易や金融サービスなどの新分野については、ルール形成を主導できる機会**になると記載。
- 3月中の開始を目指していた交渉第1ラウンドは、新型コロナウイルス大流行により1カ月強延期され、5月5～15日に実施。以降、2020年に計5ラウンドの交渉を実施。
- イエレン財務長官は就任前、上院財政委員会の質問に対し「**バイデン大統領はこれまで、米国の労働者やインフラに対する大規模投資が実行されるまでは、新たなFTAには署名しないとの考えを明確にしてきた**」と回答。妥結は当面先との見方が拡大。
- 交渉は米国農産品の対英アクセスなどを焦点に難航する一方、**最終的には両国ともCPTPPに加入し、両国間にFTA関係が成立する可能性があるとの見方も**。



2-14 | 対中関係：大きな転換期を迎えた中国との関係

- 英国の対中政策は2020年に急速に転換。米国の圧力や香港問題が端緒。
- 第5世代移動通信システム（5G）通信網では、ファーウェイ容認の方針を転換し、完全排除へ。

英中急接近からの転換

- キャメロン政権下の2015年3月、英国は西側諸国で初めて、中国が主導するアジアインフラ投資銀行（AIIB）への参加を表明。同年9月にはオズボーン財務相が訪中し、翌10月に習国家主席が英国公式訪問。英原発事業への中国の出資なども発表。
- しかし、メイ政権発足後間もない2016年8月、英国政府は中国の英原発事業への参加承認を延期し、波紋を呼んだ（その後9月に条件付きで承認）。他方、中国とは政治面では是々非々で対応しつつも、経済関係は強化すべきとの声はその後も多数。
- 2020年、5Gに関する米国の圧力や香港問題を契機に、対中関係が急速に悪化。ファーウェイ排除や、香港市民への英国市民権・永住権申請許可などを相次いで打ち出す。ラブ外相がウイグル人権問題で中国を非難するなど、対立が先鋭化。
- 2020年4月には、与党・保守党の対中政策グループ「China Research Group」が発足（代表はトム・タジェンダット下院外務委員長）。中国の台頭に英国としてどのように対応するのか、長期的観点から政策を検討するためのグループ。中国の産業政策、テクノロジーの将来、中国の外交政策などを焦点とする。
- 2021年1月には英政府が香港市民に対し、英国永住権取得につながる最長5年間の英国滞在・就労特別ビザの申請受付を開始。反発する中国は、1997年の香港返還以前に生まれた香港住民が保有できる英国海外市民（BNO）旅券を今後認めないと発表。
- 英国政府は同月、新疆ウイグル自治区での強制労働に関係した製品の排除を発表。翌2月には、中国国際テレビ（CGTN）最終的な編集権を共産党が握っているとして同放送局の放送免許を取り消し。過去1年間で、中国メディアの記者を装い入国したスパイ3人を追放したとの報も。

5G・ファーウェイ問題

- 英国政府は2020年1月、5G通信網や重要インフラの通信網に関する機器調達の方針を発表。政府が高リスク事業者を指定し、原子力や軍事施設など安全保障に関わる国家重要インフラの通信網や5G通信網などの中核機能に関わる機器調達からは除外する一方で、それ以外の一般の携帯電話回線などの周辺ネットワークについては、35%を上限に高リスク事業者からの機器調達を容認し、事実上ファーウェイを排除しないことを決定。
- しかし英国政府は7月、米国商務省の同社に対する制裁措置や米国家サイバーセキュリティセンター（NCSC）からの最新の技術助言を受け、2021年からファーウェイ製品の新規調達を禁止し、2027年末までに英国の5G通信網向け設備から同社製品を完全排除することを決定。
- 11月24日には、通信網から高リスク事業者を排除することを定めた通信セキュリティ法案を議会に提出。違反した事業者に売上高の最大10%または1日10万ポンドの罰金を科すことなどを規定。
- さらに11月30日、ファーウェイ排除の行程表を発表。2021年9月末以降に同社製品を5G通信網に据え付けることも新たに禁止。併せて、調達先確保のため2億5,000万ポンドを投じることも公表。NECとの実証実験なども対象に。NECは2021年2月、スペイン通信大手テレフォニカの英国現法とOpen RANの共同実証に成功したと発表。

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所長

中石 齊孝



ldnresearch@jetro.go.jp



MidCity Place, 71 High Holborn
London, WC1V6AL, U.K.

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

参考資料

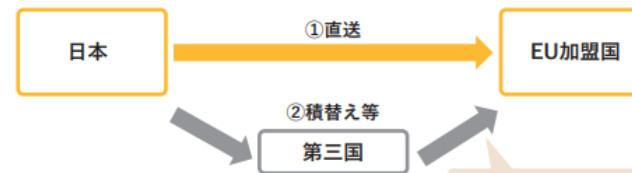
日本からの輸出に係る英・EU間取引

ケース1：日本産品を英国に輸出し、その後EUに輸出する場合

- 2020年末までは、英国輸入時に、EU対外共通関税（CET）または日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い、英→EUは単一市場内のため、関税は発生しなかった。
- 2021年からは、英国輸入時にUKGTまたは日英EPA税率の関税・輸入VATを支払い。しかし英→EU輸出でEU輸入時にCET・輸入VATが発生。日本産品であり、英EU通商・協力協定とは無関係。
- 対策例：英国輸入時に保税倉庫（Customs Warehousing）を利用。英国で関税・輸入VATを支払わず、英→EU輸出でEU輸入時に日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い。

ケース2：日本産品をEUに輸出し、その後英国に輸出する場合

- 2020年末までは、EU輸入時に、CETまたは日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い。EU→英は単一市場内のため、関税は発生しなかった。
- 2021年からは、EU輸入時にCETまたは日EU EPA税率の関税・輸入を支払い。しかしEU→英輸出で英国輸入時にUKGT・輸入VATが発生。日本産品であり、英EU通商・協力協定とは無関係。
- 対策例：EU輸入時に保税倉庫（Customs Warehousing）を利用。EUで関税・輸入VATを支払わず、EU→英輸出で英国輸入時に日英EPA税率の関税・輸入VATを支払い。



②のケースにおいて、輸入者はEU域内の輸入国税関の要請に応じて、船荷証券などの運送書類、経由地で実質的な加工を施していないことを示す証拠（非加工証明書）等を提出する義務を負う。

経由先で許容される作業：

- 製品の蔵置又は展示（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸出者（又はその責任）による貨物の分割（第三国において税関の監視のもとに置かれている場合）
- 輸入側のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するために必要なその他の作業

日EU EPA、日英EPAでは、第三国を経由する場合でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該第三国税関の管理下であれば、原産性は失われない。

EUのFTA / EPAの継承状況

- EUが締結しているFTA / EPAの継承は、33カ国・経済圏と署名済み。5カ国とは協議継続中。
- 製品適合性評価等の相互承認協定は、貿易協定によるカバー含み、6カ国と署名・合意済み。

EUのFTA / EPAの継承状況（2021年2月8日時点）

	締約相手国・経済圏
署名済み	スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド・ノルウェー、フェロー諸島、アルバニア*、コソボ、北マケドニア、ウクライナ、モルドヴァ、ジョージア、モロッコ、チュニジア、エジプト、トルコ、イスラエル、ヨルダン*、レバノン、パレスチナ、南東部アフリカ諸国、南部アフリカ関税同盟・モザンビーク、ケニア（注1）、コートジボワール、カメルーン、カナダ*、メキシコ*、アンデス共同体諸国、カリブ海フォーラム、中央アメリカ諸国、チリ、韓国、シンガポール、ベトナム、太平洋諸国
協議継続中	セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、アルジェリア、ガーナ

- 注1：ケニア以外の東アフリカ共同体（EAC）加盟国による加盟受付中。
- 注2：署名済みの協定は、2021年1月1日から完全発効したもの、暫定適用したもの、経過措置を適用したもの、発効が間に合わなかったもの（*印の4カ国）がある。間に合わない4カ国のうちメキシコについては、同国から英国への輸入では同日から継承FTA税率を適用し、英国から同国の輸入では、協定発効までの間に支払った関税を後日払い戻すことを確定している。
- 注3：協議継続中の国との間では、2021年1月1日から継承協定合意・発効までの間は、WTOルールに基づく通商関係になる（アルジェリア、ガーナから英国への輸入には、一般特惠関税制度（GSP）に基づく関税率を適用。セルビア、ボスニアヘルツェゴビナ、アルジェリアへの輸出は、3カ国がWTO加盟国ではないため、各国の国内法に基づく措置が適用される）。
- 注4：EUと関税同盟を形成するアンドラ（農産品以外）とサンマリノ（全品目）は、英EU通商・協力協定におけるEU現産品と同等の扱いを適用（両国も英国に対し同様の扱いをすることが条件）。アンドラの農産品は同協定の対象外のため、WTOルールを適用。
- 注5：日本との間では、10月23日に新たな包括的経済連携協定（CEPA）に署名。

参考：EUの相互承認協定（MRA）の継承状況（2021年2月8日時点）

	締約相手国、対象分野
署名済み	<ul style="list-style-type: none"> 米国：電磁両立性、通信端末機器、医薬品GMP、船用機器 オーストラリア：自動車部品、電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP ニュージーランド：電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP
貿易協定でカバー	<ul style="list-style-type: none"> スイス：個人用防護具、玩具、医療機器、ガス機器及びボイラー、圧力装置、通信端末機器、爆発性雰囲気防止装置（火災・爆発防止装置）、電磁両立性、建設機器、自動車、GLP、医薬品GMP イスラエル：機械、医療機器、玩具、電気通信機器、建設プラント機器、自動車、化学品GLP、医薬品GMP、ほか 日本：通信端末機器、電気機器、化学品GLP、医薬品GMP

個人情報取り扱い（GDPR）

- 移行期間中にEU側からの十分性認定は出ず。英国-EU通商・協力協定（TCA）の中で、**最長6カ月間、EEAから英国への個人データ移転を容認。**
- 日本を含む、EUの十分性認定の対象国は、英国でも同認定を継承。
- クロスボーダービジネスを行う企業は、2021年1月1日以降、場合によって、英国もしくはEEA内に**代理人を置く必要が生じる。**

項目	内容
EEA→UK	<ul style="list-style-type: none">• EU GDPRにおいて、英国は移行期間終了後に第3国の扱いとなる。• 十分性認定が採択されるまで最大6カ月間（2021年6月末まで）、EEAから英国への個人データ移転を容認する暫定猶予措置を導入。 【猶予措置期間中に十分性が認められた場合】 ⇒英国は十分性認定対象国となるため、個人データの移転等はこれまで通り可能。 【猶予措置期間中に十分性が認められなかった場合】 ⇒代替手段を講じる必要あり。 例) 標準契約条項（SCC）、拘束的企業内準則（BCR）など
UK→EEA	<ul style="list-style-type: none">• これまで通り、個人データの移転等が可能。
UK→第三国	<ul style="list-style-type: none">• EUから十分性認定を取得している国に対しては、これまで通り個人データの移転が可能。 ※ 日本についても、英国側でEUの十分性認定の効果を維持する手続きが完了しており、移行期間終了後も円滑な個人データ移転が日英間で確保されている。
代理人	<ul style="list-style-type: none">• 現在、EEA内に拠点は持たないものの、同域内において個人データ等の取引が発生する英国企業は、英国およびEU双方のGDPRに準拠しなければならないことから、場合によってEEA内に代理人を設置する必要が生じる。• 英国内に拠点を持たない企業についても同様に、英国内で個人データ等の取引が発生する場合は、英国内に代理人を設置する必要が生じる可能性がある。

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

英国版製品安全基準適合マーク（UKCA）

- CEマーク対象製品の大部分がUKCAマークの対象に。猶予期間として、一部対象を除き、**2022年1月1日まではCEマークの使用を引き続き許可。**
- 北アイルランド市場への製品の上市に関しては、引き続き EU 法が適用される。

項目	内容			
EEA →UK (GB)	年度	CEマーク	UKCAマーク	補足
	2020年	要	—	—
	2021年	いずれか要		一部製品を除き、双方可
	2022年	可※	要	UKCAマーク必須（※UKCAマークのラベル貼付でも対応可）
	2023年	—	要	UKCAマークは恒久的な貼付状態が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 上記表の日程のとおり、原則2022年1月1日からUKCAマークが必須に。 EU拠点の認定代理人は、2021年1月以降英国では認められなくなったため、必要に応じて、英国拠点の認定代理人を指名する必要性が生じる 			
UK (GB) →EEA	<ul style="list-style-type: none"> 2020年12月31日までCEマークが必要であった製品は、2021年1月1日以降もCEマークが引き続き必要となる。その際、CEマークとUKCAマークの併用は可能である。 適合性評価の実施は、EUが認定した認証機関によるものだけが認められる。 			
北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランド市場では、UKCAマークのみの使用は不可。CEマークあるいはCEマーク+UK (NI) マークのいずれかが必要となる。 第三国から北アイルランド市場に輸入する場合、CEマークが必要。 <p>【北アイルランド事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※EUの第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、CEマークのみ使用可。→英国市場・EEA市場ともに有効 ※英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、CEマーク+UK (NI) マーク使用可→英国市場のみ有効 2021年7月16日からは新規則が施行され、一部事業者はサプライチェーン内で適合の役割を実行する者がいなければ、EUまたは北アイルランド内で認定代理人を指名する必要性が生じる場合がある。詳細ガイダンスは後日公表予定。 			

英国版化学品規制（UK REACH）

- UK REACHにおいて、企業は登録物質のトン数に応じて定められた期間内に、登録や通知申請などの手続きを完了させる必要がある。

項目	内容		
物質登録の完了期限	申請期間	トン数	危険物
	2021年10月28日から2年間	年間1,000トン以上	<ul style="list-style-type: none"> 発がん性、変異原性または生殖毒性（CMR）：年間1トン以上 水生生物に対する非常に強い毒性（急性・慢性）：年間100トン以上 候補リスト物質（2020年12月31日時点）
	2021年10月28日から4年間	年間100トン以上	<ul style="list-style-type: none"> 候補リスト物質（2023年10月27日時点）
	2021年10月28日から6年間	年間1トン以上	—
EEAから英国（GB）への輸入	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月30日までに基本的情報を英国の安全衛生庁（HSE）に提出することで、法的認知が継続（グランドファザリング）。上記表の期間内に手続きを完了する必要あり。 自社でEU REACHに登録しておらず、欧州経済領域（EEA）のEU REACH登録サプライヤーから化学物質を輸入している英国の川下ユーザーは、同物質のUK REACH登録の確認が必要。 2021年1月1日以降も当面は現状どおり輸入は認められるものの、EEAからの輸入の継続意向を、「川下ユーザーによる輸入通知（DUIN）」を用いて、2021年10月27日までにHSEに通知、2021年10月28日以降に上記表の期間内に新たな登録が必要。 英国（GB）の川下ユーザーは、EEAのサプライヤーに対し、英国（GB）に拠点を置く「唯一の代理人（OR）」の任命を依頼するか、供給元を英国登録のサプライヤーに変更することが必要。 2021年1月1日より、オンラインサービス「Comply with UK REACH」が開始。グランドファザリング、DUINや新たな物質登録の提出などが可能に。 		
英国（GB）からEEAへの輸入	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月1日以降も、英国（GB）からEEA市場に化学品を輸出する際には、EU REACHの規定に従う必要あり。英国（GB）を拠点とする企業は、EEA域外の第三国と同等の扱いとなるため、物質の登録者や唯一の代理人（OR）、認可保有者等の立場を移行期間終了後に継続することが不可能に。 		
北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月1日以降も、EU REACHがそのまま適用されるため、EEAとの化学品の輸出入手続きに変更なし。 		

ポイント制に基づく新移民制度

- 2021年1月1日より、新移民制度の運用を開始。これに先立つ2020年12月1日から、同制度に基づくビザ申請の受付を開始。
- 新たに入国するEU市民（EEA、スイス含む）とそれ以外の外国人の区別を撤廃。
- ビザ発給上限の撤廃、技能レベルの引き下げ等の緩和を行う一方、低技能労働者へのビザ発給は制限するため、特に労働集約的産業から懸念の声も。

要点

- 英国で就労するためのビザ取得には、**合計70ポイント**が必要（下表参照）。
- ジョブ・オファー、適切な技能レベルの職業、必要水準の英語能力が必須要件に。
- 年収2万5,600ポンドに満たない場合、需給、教育要件で代替可能**（ただし2万480ポンド以上は必須）。
- 現行の第2階層ビザ（Tier2）の要件からは、①最低年収額の引き下げ（3万ポンド→2万5,600ポンド）、②適切な技能レベルの引き下げ（RQF6／大卒水準→RQF3／高卒水準）、③発給上限（Tier2 Generalが年間2万700人）の廃止、の緩和策を導入。
- ほか、①初めて就業する外国人の収入要件を高技能労働者より30%低減、②最高レベルの高技能者へのジョブ・オファー要件免除、③医療・教育従事者の収入要件緩和、④農業従事者への最長6カ月の試験的滞在制度の拡大（2,500人→1万人）、等の例外措置を導入予定。
- 英国で学部または修士課程を修了した留学生は2年間、博士課程を修了した留学生は3年間、継続して滞在可能に。

分類	要件		他要件による補填可否	ポイント
必須要件	ジョブオファー		不可	20
	適切な技能レベルの職業		不可	20
	必要水準の英語能力		不可	10
年収要件 (基本給)	2万480～2万3,039ポンド	職種別平均賃金の80%以上（初就労者70%以上）	可	0
	2万3,040～2万5,599ポンド	職種別平均賃金の90%以上	可	10
	2万5,600ポンド以上	職種別平均賃金以上	可	20
需給要件	移民諮問委員会（MAC）の不足職業リストにある職業		可	20
教育要件	職業に関連する理数系以外の博士号		可	10
	職業に関連する理数系の博士号		可	20

(注) 年収要件は、最低年収基準額または職種別平均賃金のいずれが高い方に準拠する必要がある。

(出所) 英国政府資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

70ポイント
必要

EUからグレートブリテン島への輸入手続きの緩和措置

- 英国政府は2020年6月12日、移行期間終了後の2021年1月1日から半年にわたり、EUとグレートブリテン島間の輸出入手続きを簡素化することを発表。
- 2020年7月13日には、その詳細を含む国境管理計画「Border Operating Model」を公表。その後、10月8日、12月31日に改訂版を公表。
- あくまで英国が独自に決定できる輸入時の緩和措置であり、EUへの輸出については2021年1月1日から正規手続きが必要（例：輸出時の電子搬出略式申告は2021年1月1日から必須）。

項目	EUからグレートブリテン島（GB）に輸入される物品に対する緩和措置の内容
2021年1月～	<ul style="list-style-type: none"> 2021年6月30日まで、EUからGBに輸入される物品の輸入者は、歳入関税庁（HMRC）宛での税関申告を最長6カ月（175日）繰り延べ可能（酒類、タバコ、有害化学物質等の規制品の輸入は繰り延べ不可で、EU域外からの輸入と同様に正規の輸入申告が必要）。 繰り延べ措置を受ける場合は、輸入時に物品等の詳細情報を記録・保管し、輸入日から6カ月（175日）以内に補足申告（Supplementary Declaration）を提出する。補足申告には、簡易申告手続き（SDP）または申告者の記録による通関手続き（EIDR）のいずれかにより、通関簡易手続き制度に登録することが必要。 繰り延べ措置を受ける場合、関税の支払いは、納税繰延アカウント（Duty Deferment Account: DDA）を申請・取得することで、補足申告提出まで繰り延べ可能。輸入VATは、VAT登録のある事業者は通常のVAT申告に組み入れて支払い（postponed VAT accounting）、VAT登録のない事業者は、関税等と共にDDAによって補足申告提出までに払う。 電子搬入略式申告（Safety and Security declarations）は、全品目で6カ月間（6月30日まで）不要。 動物由来副製品、非動物由来高リスク食品・飼料、生きた動物や、高リスク植物・植物製品の輸入では、事前通知や衛生証明書等の提出が必要。書類検査は遠隔で行い、高リスク物品等の実地検査は搬送先または他の認可された場所で実施。 「GB」から始まる英国の事業者登録・識別（EORI）番号（GB EORI number）は、2021年1月1日から必須。
2021年4月～	<ul style="list-style-type: none"> すべての動物由来製品と植物・植物製品で、事前通知と衛生証明書等の提出が必要。
2021年7月～	<ul style="list-style-type: none"> 全品目で、輸入申告、関税・VATの支払い、電子搬入略式申告が必要に。 動植物検疫（SPS）対象品目で、書類検査は遠隔またはGBの国境管理施設（BCP）で、実地検査とサンプル検査は頻度を増加してGBのBCPで実施。

（注）北アイルランド・アイルランド間、北アイルランド・グレートブリテン島間の取引には適用されない。

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

北アイルランドのモノの移動①

- 北アイルランドは、**英国の関税規則に準拠**し、英国が締結するFTA/EPAも利用可能。
- 他方、**物品貿易においてはEU規則を適用**し、実質的にEUの単一市場に残留。

項目	内容
北アイルランド →グレートブリテン島	<ul style="list-style-type: none">北アイルランドで内貨として自由流通している物品（Qualifying Northern Ireland goods：北アイルランド適格製品）については、原則北アイルランド・グレートブリテン島間で輸出入申告等の手続きや関税は発生しない。北アイルランドで特別な税関手続きの下にある物品や、認可された一時保管倉庫にある物品、制限リストの中で対象とされている物品は、北アイルランドで輸出申告書の提出が必要。北アイルランドからアイルランド経由でグレートブリテン島に移送する適格製品は、EUから英国への輸入プロセスに基づくが、関税は賦課されない。また、共通/EUトランジットの手続きは不要。EUから北アイルランド経由でグレートブリテン島に移送される物品は、原則として輸出要件を満たしていることの確認など、EU輸出国での輸出手続きが必要。3,000ユーロ以下の物品は、EU輸出国での輸出申告または英国歳入関税庁（HMRC）での申告を選択可。引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、CEマーク+UK（NI）マークを使用。
グレートブリテン島 →北アイルランド	(次ページに記載)
北アイルランド⇔EU	<ul style="list-style-type: none">現行どおり。税関検査、書類作成等は要求されず、関税、割当は適用されない。原産地規則の確認も不要。引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関で認定を受けた場合、CEマーク+UK（NI）マークを使用。
北アイルランド⇔第三国	<ul style="list-style-type: none">EUに輸出される恐れがあり、EUと英国で関税率が異なる場合を除き、英国が交わしたFTA締結内容に準ずる。一部条件の下、XI EORI番号の取得が必要に（取得には既にGB EORI番号を保持していることが必須）。

北アイルランドのモノの移動②

項目	内容
グレートブリテン島 →北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要に。 VATおよび物品税は、引き続き英国の制度下に留まるが、実務手続きはEU規制を適用。北アイルランド搬入時にVATが課税されるため、VAT申告で還付手続き等を行う必要が生じる。 アイルランド等EUに移送される可能性がある (at risk) 物品は、EU関税率に基づく関税を徴収。EUに移送される可能性がない (not at risk) 物品 (下表参照) は、関税を賦課しない。 工業製品に関しては、上市に関連するEUのすべてのルールに準拠。 移行期間終了後、グレートブリテンから北アイルランドに初めて製品を持ち込んで上市する事業者は「輸入業者 (importer)」となる。輸入業者による確認事項は、製品に自社の詳細が表示されていることや、製品が関連規則に準拠し、適切な適合性評価手続きを実施して基準適合マークを付けていること、製造者が適切な技術文書を作成しラベルの要件を順守していることなどがある。 北アイルランド市場では、UKCAマークのみの使用は不可。CEマークかCEマーク+UK (NI) マークが必要。 年間1トン以上の化学品を北アイルランドに輸出する企業は、北アイルランドまたはEUの輸入者がEU REACHに登録しているか、北アイルランドまたはEUで唯一の代理人を指名する必要がある。 <p>※トレーダーサポートサービス (TSS : 税関申告代行や各種講習等を行う英国政府の無料サービス) を開始。</p>

項目	EUに移送される可能性がない (no at risk) と認定される基準の内容
北アイルランド経由で、EUに移送される「リスクなし (not at risk) 」とみなされる基準	<p>グレートブリテン島→北アイルランド</p> <ul style="list-style-type: none"> EUの関税がゼロの物品 「英国トレーダー・スキーム」 (UKTS) で認可された輸入業者によって、英国の最終消費者に販売・使用されることを目的として移送された物品 <p>EU、英国以外の第3国→北アイルランド</p> <ul style="list-style-type: none"> EUの関税が英国の関税と同じか低い物品 UKTSで認可された事業者によって、北アイルランドの最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された物品 (ただし英国とEUの関税に3%以上差がある場合は不可) <p>※「商業的加工」のために北アイルランドに移送される場合は原則「リスクあり」とみなされる。例外は下記参照。</p>
商業的加工のために北アイルランドに移送される物品で「リスクなし (not at risk) 」とされる基準	<ul style="list-style-type: none"> 直近会計年度の売上高が50万ポンド未満 英国内の最終消費者への販売を目的とした食品 北アイルランドの輸入業者が行う、建設、医療・福祉の直接提供、非営利活動 輸入業者による北アイルランド所在の施設で最終消費される飼料の加工 <p>以上の場合は、UKTSを通じて「リスクなし (not at risk) 」と宣言することが可能。</p>

EU離脱協定のポイント①

項目	内容
市民の権利	<ul style="list-style-type: none">移行期間終了時点でEU加盟国に居住している英国国民または英国に居住しているEU市民は、同期間終了後もそれ以前と同じ権利を有する。家族も同様の権利を有し、また同期間終了時点で近親の関係にある家族等は同期間終了後に居住のために呼び寄せることもできる。同期間終了時点で5年以上継続してEU加盟国に居住している英国国民、5年以上継続して英国に居住しているEU市民は、永住権を持つ。5年未満の場合、5年に達して永住権を取得するまで居住を継続できる。英国に居住するEU市民とその家族は、英政府の所定の手続きにより居住許可を申請できる。EU加盟国は自国に居住する英国国民とその家族に対して同様の手続きを求めるかどうか選択できる。居住国と異なる国で働く労働者を含むEU市民・英国人の労働者・自営業者は、雇用支援や社会保障等について現在と同等の権利を有し、国籍等による差別なく自国民と同等の待遇を補償される。移行期間終了前にEU加盟国で承認を取得または申請した英国人の専門職（弁護士・医師等）または英国で承認を取得または申請したEU市民の専門職は、同期間終了後も双方で継続して資格を認められる。英国の裁判所が、離脱協定が規定する市民の権利に関するEU法の解釈を行う際には、欧州司法裁判所（CJEU）による将来の判例を考慮し、EU法の解釈に疑問があればCJEUに申し立てることができる。
移行期間	<ul style="list-style-type: none">離脱日から2020年12月31日までを移行期間とする。英国はEU加盟国ではなくなるが、移行期間中はEU法が適用され、欧州司法裁判所（CJEU）の管轄下に置かれる。英国の参加が必要かつEUの利益に沿うものであり、あるいは協議内容が英国・同国民に関するものである場合は、英国はEUの会議やEUが参加する国際機関の会合等に継続して参加することができる。EUが第三国と締結する国際協定において、英国はEU加盟国と同じ扱いを受けるものとし、EUは対象となる第三国にその旨を通知する。この間、英国はEU以外の国と、貿易協定を含む新たな国際協定について交渉・署名・批准を行い、移行期間終了後に発効させることができる。漁業に関する取り決めはEUに準拠し、英国の漁獲割当は変更されない。移行期間終了後の最初の1年となる2021年の漁業協定について、英EU双方は2020年に交渉を行い、決定する。
清算金	<ul style="list-style-type: none">清算に関する交渉は、英国のEUに対する支払い義務と、EUの英国に対する支払い義務を網羅。移行期間は、英国はEUの年間予算に対してこれまでどおり拠出金を支払い、割戻金も受領する。2020年末時点の未払い金は将来支払い、未収金は将来受け取る。欧州投資銀行（EIB）の払い込み資本金の英国拠出分35億ユーロは、2019年から12年間にわたり分割して払い戻しを受ける。同様に欧州銀行（ECB）の資本金やEUによる制裁金収入についても、英国の比率について払い戻しを受ける。欧州開発基金（EDF）には継続参加する。各種EU信託基金や、トルコの難民のためのEUファシリティへの貢献は変更しない。

（出所） 離脱協定、英政府・EU資料などを基にジェトロ作成

EU離脱協定のポイント②（アイルランド・北アイルランド国境に関する取り決め）

項目	旧離脱協定案（2018年11月25日合意）	離脱協定（2019年10月17日合意、2020年1月批准）
発動条件・期間	<ul style="list-style-type: none"> 移行期間終了までにハードボーダー回避策が導入できない場合に発動。あくまでも一時的な措置。 発動後、ハードボーダー回避策が導入されれば、直ちに解除。 	<ul style="list-style-type: none"> 移行期間終了後、直ちに自動的に発動。 北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用（新たな方策に置き換えることも可能）。
関税	<ul style="list-style-type: none"> EUと英国全土を単一の関税領域に。 EUと英国全土が、第三国には対外共通関税を適用し、域内では南北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間の通関手続きを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> EUと英国は別の関税領域となり、北アイルランドは英国側に所属。 南北アイルランド間での通関手続きを回避するため、北アイルランドは引き続きEU関税法典（UCC）に従う。 通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。アイルランドに向かう可能性がある物品に課税。 英当局が徴収した関税はEUに送金せず、北アイルランドに留まる物品との差分還付や、事業者の他の支出との相殺などに用いる。
規制	<ul style="list-style-type: none"> 工業製品、農産食品等については、北アイルランドのみEU規制を適用。 北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に最大限努力（検査の最小化・効率化等）。 	
VAT・物品税	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 徴税等の運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。 北アイルランドの同税をアイルランドに合わせ免税・減税する可能性。
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> 単一関税区域において公正な競争を担保するため、英国は課税、環境、労働、競争法、政府補助金等に関する規制をEU規制に整合させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合させる。（単一関税区域に関する規定が削除されたことに伴い、その他は除外）
北アイルランドの同意	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし。（バックストップの解除は、英EU双方から成る合同委員会が状況を評価し、決定） 	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランド議会が採決により意思表示。 議会が支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。その間に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。 議会支持の条件は、①単純過半数、②単純過半数且つ英国派・アイルランド派それぞれで過半数、③全体の60%以上且つ両派それぞれで40%以上が賛成の加重過半数、のいずれか。 最初の適用期間は、移行期間終了（発動）から4年間。以降は、上記①②による継続なら4年間、③の場合は8年間。

英国独自の関税率「UK Global Tariff」

- 英国政府は2020年5月19日、英国独自の最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」を公表。その後一部品目の税率変更を経て、移行期間終了後の2021年1月1日から採用。
- FTA/EPA締結国、一般特惠関税制度（GSP）を適用する開発途上国を除き、原則全ての国の産品に対して適用される。
- 移行期間終了前の関税率（EU対外共通関税率）の端数を切り下げ、約6,000のタリフラインを合理化・簡素化。
- 国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も10%を継続。

項目	内容		
関税率の簡素化	現行関税率	簡素化の内容	例（現行税率 → 新税率）
	<2%	撤廃	1.7% → 0%
	≥2% ≤20%	2%刻みで切り捨て	19.2% → 18.0%
	≥20% ≤50%	5%刻みで切り捨て	48% → 45%
	50% <	10%刻みで切り捨て	68% → 60%
原材料・半製品の関税撤廃	英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税を撤廃。		
国内生産が少ない物品の関税撤廃	英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は、関税を撤廃。		
グリーン化に貢献する物品の関税撤廃	「グリーン財」や、英国のクリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。		

英国版一般特惠関税制度（GSP）

- 英国政府は2020年11月10日、開発途上国の産品を輸入する際により低い関税率を適用する英国版「一般特惠関税制度（GSP）」のガイダンスを公表。
- 制度の大半はEUのGSPを継承**。第三国経由の輸入もEUのGSP同様に、経由地の税関の管理下に置かれ、加工などされていない場合は、GSP対象国の原産性を認め、優遇税率を適用。
- 原産性の証明はGSP原産地証明書（Form A）または自己申告で行う。2021年中に英国で流通させる産品は、前年中に作成されたEUの登録輸出事業者システム（REX）の申告文も可。

区分	国、対象分野
後発開発途上国枠組み (Least developed countries framework)	<p>国連が定める後発開発途上国からの輸入では、武器・弾薬を除く全品目で関税を無税とし、割当は設けない。</p> <p>対象国：アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、カンボジア、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビア</p>
一般枠組み (General Framework)	<p>世界銀行が定める低・中所得国、低所得国からの輸入では、繊維製品、機械・部品、食品などの一部の特定品目について、最恵国待遇（MFN）税率「UKグローバルタリフ」より低い優遇税率を適用。</p> <p>対象国：アルジェリア*、カメルーン*、コンゴ共和国、クック諸島、エジプト*、エルサルバドル*、エスワティニ*、ジョージア*、ガーナ*、グアテマラ*、ホンジュラス*、インド、インドネシア、コートジボワール*、ヨルダン*、ケニア*、コソボ*、ミクロネシア、モルドバ*、モロッコ*、ニカラグア*、ナイジェリア、ニウエ、パレスチナ*、パプアニューギニア*、シリア、タジキスタン、チュニジア*、ウクライナ*、ウズベキスタン、ベトナム*、ジンバブエ*（*印の国は、EUのFTA / EPAの継承を目指している国・経済圏に含まれる国。2021年1月1日までに英国がこれらの国との間で通商協定を発効できない場合は、英国輸入時にGSP一般枠組みに基づく優遇税率を適用できる。）</p>
交渉拡張枠組み (Enhanced Framework)	<p>世界銀行が定める低・中所得国、低所得国のうち、輸出多角化の不足や国際貿易制度との統合度合いが低いことから経済的に脆弱な状況にある8カ国からの輸入は、一般枠組みで優遇税率を適用する特定品目について、関税を無税とする。</p> <p>対象国：アルメニア、ボリビア、カーボベルデ、キルギス、モンゴル、パキスタン、フィリピン、スリランカ</p>

ご参考：ブレグジットに関するJETROの各種情報提供

ブレグジット特設ページ（JETRO・ウェブサイト）

ブレグジットをめぐる英国、EUなどからの最新ニュース、英国とEU等との通商交渉の進捗状況、各種ガイドブック、関連リンクなどを掲載した日本語ポータルサイトです。

セミナー・説明会

日本や英国を中心に、各地でブレグジットの動向やビジネス関連制度などを解説するセミナーを不定期で開催しております。日本での開催は上記ポータルを、英国等での開催はJETROのメール案内をご参照ください。

メールでの各種ご案内

英国政府等による主だった案内などを、JETRO・ロンドン事務所より不定期でご案内しております。配信ご希望の方は、[オンラインフォーム](#)よりご登録ください。

個別相談

ブレグジットによる企業活動への影響や留意点、必要な対策などについて、法務・税務等の専門家やJETRO担当者が無料でオンラインにて個別に相談に対応しております（[概要・お申込み](#)）。

2019年秋には、経済産業省と「ブレグジット対応サービスデスク」を立ち上げました。
引き続き日系企業の皆様へのきめ細かな情報提供に努めて参ります。



ご参考：日EU／日英EPA特集ページ

- ジェトロでは、日EU／日英EPAの特集ページを開設し、両協定に関する情報を提供しています。
- 特集ページから閲覧・ダウンロードいただける両協定の解説書では、関税削減のメリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続き、関税率の調べ方などを解説しています。



JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ | 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

国・地域別に見る > 欧州 > EU > 日EU経済連携協定 (EPA) / 日英包括的経済連携協定 (EPA) について

EUのコンテンツ一覧 +

特集

日EU経済連携協定 (EPA) / 日英包括的経済連携協定 (EPA) について

日英EPA

日英EPAが2020年9月11日の大筋合意を経て、10月23日に署名されました。12月には、日英両国の国会・議会で承認手続きが完了しました。日英EPAは、日本と、EU離脱後の英国との、日EU経済連携協定 (EPA) に代わる、新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです。日EU・EPAの下で得られていた利益の喪失を回避し、日系企業のビジネスの継続性を確保するため、2020年12月31日の英国のEU離脱に伴う移行期間終了後、2021年1月1日に発効しました。

日EU・EPA

2019年2月に発効した日EU・EPAは、品目数ベースでEU側の関税の約99%を撤廃、日本側の関税の約94%を撤廃し、双方の市場アクセスを格段に改善する先進的な協定です。協定発効から1年半以上が経過し、既に多くの日本企業が利用していますが、ジェトロはさらなる利用促進のため、日英EPAと併せて引き続き情報提供していきます。

なお、ジェトロの個別支援サービス「新輸出大国コンソーシアム」では、欧州ビジネスの無料個別相談をご利用いただけます。

また、輸出時の原産地申告の準備等のEPA実務については、[EPA相談デスク](#)（経済産業省による東京共同会計事務所への委託事業）が無料相談を受け付けています。



<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

ジェットロでは、以下のような情報も提供しております。執務のご参考にご利用いただければ幸いです。

□ [新型コロナウイルス感染拡大の影響（特設ページ）](#)

感染拡大に伴う移動制限や経済への影響、政府等による経済対策、事業者支援策を地域ごとにご報告します。

□ [国・地域別情報（欧州 / 英国）](#)

現地の経済・ビジネス動向、貿易投資制度、ジェットロのサービスなどを国・地域ごとにご覧いただけます。

□ [ビジネス短信](#)

国際ビジネス関連情報をいち早くお届けするニュースサービスです。

□ [在欧州日系企業実態調査（2019年版）](#)

欧州に進出されている日系企業にご協力いただき毎年実施している、経営実態に関するアンケート調査です。

□ [英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響について](#)

在欧州日系企業実態調査（2020年版）のブレグジットの影響に関する調査結果を先行発表しました。

□ [ユーロトレンド](#)

欧州の産業・企業・制度情報をお届けするメールマガジンです。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、ジェットロがその正確性を保証するものではありません。また記述内容は、必ずしもジェットロの見解を反映したものではありません。ジェットロは提供する情報および助言をできる限り正確にするように努力していますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行っていただいております。